

籍を有するユダヤ人所有財産を保護し處分令より除外する様要求し、新たな對獨申入れを行つた。未だドイツ政府から何等の回答に接してゐないが、更にドイツ政府は舊オーストリア國債問題解決に當り、米國權益の特殊取扱を要求した過般の抗議に對しても回答してゐない。

米國に於ける排獨運動が盛んとなるや、獨逸政府はこれを憤慨し、十一月十八日駐米大使に歸國を命じ、同時に左の通り發表した。

ドイツ政府はデイクホフ大使に對し本國に歸還するやう訓令を發した。右は最近ルーズヴェルト大統領其の他の米國政府首腦が聲明を發表し、ドイツの内政問題に對し奇怪な態度を示したことにつき本國政府に報告せしめる爲めである。

(三) 伊太利のユダヤ人排斥

獨逸のユダヤ人排斥は徹底的に遂行されてゐるが、伊太利も之に倣ひ、九月一日左記方針を決定した。尤も現在伊太利に於けるユダヤ人の數は伊太利人千人に對し一人の割合に過ぎないと云はれる。

- 一、一九一九年一月一日以降イタリーに入國せるユダヤ人は全部六ヶ月以内にイタリー及びその植民地より追放せらるべし。
 - 二、一九一九年一月一日以降イタリーに歸化せる外國生れユダヤ人は以後イタリー國籍を剝奪せらる。
- 更に十月六日に開かれたファシスト大評議會第一日に於て、ユダヤ人排斥宣言が採擇されたが、其の内容は「ファシスト大評議會」の項に掲げある。

伊太利政府は又十一月十日の閣議に於て、國內ユダヤ人に徹底的の壓迫を加ふることにし、左記條項を含む新法令を發布することに決定した。

第二條 イタリー在住のユダヤ人はその家庭においてアリアン系イタリー人の雇傭人の使用を禁ず。

第十二條 政府各機關、ファシスト黨中央及び地方各機關、縣市町村、半官會社、各銀行、各保險會社等はユダヤ人の使用を禁ず。

第十九條 第十二條に記載の各機關、銀行會社等は三ヶ月以内に使用中のユダヤ人を全部解雇すべし、またイタリー國內の公私各學校はユダヤ人子弟の入學を拒絶すべし。

尙ほユダヤ人排斥運動はハンガリー、ルーマニア、チエコスロヴァキアにも及び、また、ポーランドにも現れたが、十一月廿九日ポーランド官憲はユダヤ人秘密結社「フネイ・フリス」の本據を襲ひユダヤ人運動首領を逮捕したほか秘密文書多數を押收した。

押收文書によると、右ユダヤ人秘密結社は、フリーメイソン運動と結んでポーランドの治安を攪亂せんとしてゐたもので、團員名簿中には辯護士、銀行家、實業家等多數著名のユダヤ人が名を連ねてゐるといはれる。

第二十二章 東中歐バルカン諸國

一九三八年に於て歐洲諸國は三個のブロックを形成し、歐洲の地圖は翻然と三色に塗り分け得られるに至つた。第一は英、佛、白三國より成るデモクラシーブロック、第二は北歐諸國より成る中立ブロック、第三は獨伊樞軸ブロックで、獨伊樞軸の勢力は東中歐バルカン全部を風靡し西班牙にまで及んだ。

一九三七年及び一九三八年の東中歐の國際情勢は、獨伊樞軸の勢力東漸史に外ならない。獨伊合併及びチェコ問題に付ては別項に記載した。以下その他の東中歐諸國關係に付て記載する。

(一) 伊・澳・洪三國會議

ローマ議定書（昭和十一年の國際情勢〔第二編第十七章參照〕に依る三國會議は一九三八年一月十日よりブタペストに開かれ、伊、澳、洪三國外相が出席した。

今回の三國會議に於いては、第一回會議（一九三六年十一月のウィーン商議）以後最近に至る歐洲政局の推移、特に伊國の防共協定参加及び聯盟脫退並にユーゴスラヴィア、ルーマニアのイタリイ國接近等に伴ふ政治上、經濟上の諸問題に關し再檢討を加へた結果、一月十二日夕刻左記要旨の共同聲明を發表した。

- 一、三國は羅馬議定書從來の成果を再確認し、更に一層政治上、經濟上の協調を強化すべきこと及澳洪兩國は羅馬、伯林樞軸を基礎とする伊獨兩友邦國間の緊密なる提携に好意を表すると共に、右は歐洲の平和及再建に對する重要な保障たることを認む。澳國は羅馬議定書及獨澳協定に一致する政策に付説明を與へ伊洪兩國は之に満足の意を表す。
- 二、澳洪兩國は共產主義に對する明白なる反對的態度を繰返し、日獨伊防共協定に好意を表し、全力を盡して自國內に於ける共產宣傳防遏に努むる決意を明かにす。
- 三、澳洪兩國はフランコ政府の正式承認の決意を表明すると共に、三國は之に依り西班牙と他國との關係の正常化に寄與すべきを認む。
- 四、澳洪兩國は伊國の聯盟脫退の正當なる理由を諒承し、其の及ぼすべき影響に付考慮し、聯盟のイデオロヂカル・ブロック化を排撃し、將來兩國の對聯盟態度に付再檢討すべき旨留保す。

- 五、澳伊兩國はハンガリーの再軍備に關する完全なる平等權を再確認し、三國は之が急速なる實現化の必要を認む。
- 六、澳伊兩國はハンガリー對ルーマニア關係の進展に付き、大なる關心を以て留意すると共に、其の交渉の満足なる成果はドナウ流域に於ける平和確立に貢獻すべきを認む。
- 七、三國は經濟諸問題に付討議し、最近到達せる方針に基き三國間の取引關係促進の爲め全力を盡すべきことに一致す。
- 八、三國は其の政策が平和及各國民間の良好なる了解を目的とする一切の諸國と協力すべし。

(二) 希・土追加條約

一九三八年二月二十五日より同二十七日まで三日間、土耳其首府アンカラでバルカン協商理事會が開催せられ、希臘首相メタクサス、ユーゴスラヴィア首相ストヤデイノウイツチ、土耳其外相アラス及びルーマニア外務次官コムニースが出席したが、右會議の直後アンカラで希土間に追加條約が成立し、其の後四月二十七日希臘のアテネに於て兩國代表間に正式調印を見た。兩國は既にバルカン協商のメンバーであるが、本條約の成立は兩國の結合を一層強化し、バルカン協商を鞏固にするものとして歓迎せられた。追加條約は中立を約するもので、その要旨は左の通りである。

- 第一條 締約國の一方が一國又は數國より無挑發侵略を受けたときは他締約國は中立を維持すべく、必要あるときは武力を以て侵略國の軍隊及武器の自國領域内通過輸送又は自國領域内に於ける食料補給、軍事活動等を阻止すべし。
- 第二條 締約國の一方が一國又は數國より敵對行爲を受くるとき、他締約國は事態の改善を圖る爲め總ゆる努力を拂ふべく、右に拘らず戰爭となる場合には、締約國は大なる見地より解決を圖る爲め事態の再檢討を爲すことを約す。
- 第三條 締約國は其の領域内に於て相手國の安全を害し又其の政府の變革を圖る組織團體が構成活動し又は宣傳其の方法に

依り相手國との争闘を計畫する個人又は團體の存在するを許さず。

第四條 既存の二國間又は多數國間條約の効力を害せず。

第五條 有効期間を十年とし、更新せらるゝものとす。一九三〇年十月三十日の希土修好條約及一九三三年九月十四日の希土協約は本條約と同期間有効とす。

(三) 伊・洪 會 談

獨逸合邦に依りローマ議定書の三角關係の一角が消滅したので、同議定書の効力如何が問題となる譯である。そこで其の後の伊洪關係に付き談合を行ふべく、ハンガリー首相イムレディ及び外相デカンヤは相携へて伊太利を正式に訪問し、七月十八日ローマ着、ムツソリニ首相及びチアノ外相と會談を行つた。

右會談は七月二十日を以て終了し、同日左のコムミュニケが發表された。

今回の會談により、伊洪兩國政府は、兩國の政治的、經濟的協力に關し完全なる意見の一致に到達した。伊洪兩國に關する限り、一九三四年のローマ議定書は依然完全な効力を有するものである。伊洪兩國政府は、兩國の政策が獨逸樞軸の精神と完全に一致することを確認した。伊洪兩國の對外政策の基調は歐洲に平和と正義の理想を實現せんとするにあるが、この理想こそ秩序と平和の爲に貢獻せんことを熱望する諸國の前に開かれた國際協力の眞の基礎を爲すものである。

(四) バルカン協商・ブルガリア間協定

ブルガリアとバルカン協商國間との全面的國交關係の調整を期するブルガリア並にバルカン協商國政治協定は、七月卅一日午後ギリシヤ駐劄バルカン協商國各公使立會のもとに、バルカン協商國を代表するギリシヤ首相メタクサスとブルガリア首相キョセヴァノフとの間に正式調印を了した。新協定の骨子をなすものは、

一、ヌイイ講和條約の軍備條項廢棄、ブルガリアの再軍備承認

一、バルカン協商國、ブルガリア間不可侵條約の締結

一、ローザンヌ條約によつて規定されたギリシヤのトラキア國境地帯非武装中立化の撤廢の三點にある。

即ち新協定により、ブルガリアの軍備制限を決定したヌイイ條約第四部が廢棄されてブルガリアは今後陸、海、空の各部門に亘り再軍備の自由を確保すべく、更に不可侵條約の締結によりバルカン協商は事實上ブルガリアを含む新たな「バルカン聯盟」に轉化する譯で、バルカン半島に於ける國際關係の新紀元が期待されてゐる。ヌイイ條約の廢棄により、戰敗國の非武装を規定した講和諸條約中未だ効力を存續するものは、ハンガリーに關するトリアノン條約のみとなつた。因にヌイイ條約は、一九一九年十一月フランスのヌイイに於て、ブルガリアと聯合國側との間に調印された戦後ブルガリアの地位を規定したもので、同條約の第四部でブルガリアは陸軍三萬三千の外一切の軍備を禁止されてゐる。

ヌイイ條約の締結國は、聯合國對ブルガリアである關係上、バルカン協商國の同條約廢棄承認によつて、ブルガリアは合法的に完全な再軍備の自由を獲得したとは云ひ得ないが、英佛兩國は既に數ヶ月前から新政治協定締結交渉の内容につき逐一通報を受けてをり、現在の國際情勢から推してブルガリアは事實上再軍備の自由を回復し得たと觀測せられる。

ブルガリアは新協定の成立を喜び、調印を了した七月三十一日には、ブルガリアの首府ソフィアは全市を擧げて祝

賀氣分に満ちた。従来ブルガリアはバルカン協商から除外されてゐたが、今回の協定に依り之に参加したと同様の情勢となつた。

伊太利も本協定の成立を喜び、政府機關紙は今回の協定を以て嘗にブルガリアの正當な要求を満足せしめたに止まらず、バルカンの政情を安定させる上に貢献したとなし、本協定を成功に導いたユーゴスラヴィア首相ストヤデイノウイツチの努力を賞揚した。

(五) 小協商・洪牙利會談

八月二十一日からユーゴスラヴィア西北國境のブレッドに於て小協商會議が開かれ、同二十三日に至り小協商とハンガリー間の協定締結に成功した。之に依りハンガリーは多年の希望たる軍備平等權を獲得したが、不可侵條約に付ては單に武力に訴へざることを約しただけで、條約の調印に至らなかつた。會後左記要旨のコムミュニケが發表された。

小協商國は過去一ケ年に亘り、ハンガリーとの間に協議を續けてゐたが、ハンガリー並に小協商國は相互に武力に訴へざることを約し、且つハンガリーの軍備平等權を承認せる新協定に到達したことは慶賀に堪へぬ。更に兩者の友好關係を促進するため、その他若干問題について協議を續行中であるが、未だ決定に至らぬので、協定正文は發表の運びに至らぬ。本會議は聯盟と今後益々協力を固める決意を有する。過般の聯盟理事會に於て、エチオピア征服により生ずる諸問題を明確に解決したことは本會議の満足とするところである。

イタリー官邊は小協商國會議の結果、ハンガリー政府が小協商國との間に軍備平等權を確立すると共に、侵略放

棄の誓約を行つたことを歓迎し、ヴェルサイユ條約の有力な一翼をなすトリアノン條約が聯盟の手を経ずして、事實上消滅するに至つたことに満足の意を表明した。

ブレッドの小協商國會議が、ハンガリーに對し軍備平等權を承認したことは、過去十八年間にわたりトリアノン條約の桎梏の下に不平等待遇を餘儀なくされて來たハンガリー官民を喜悅させた。殊に官邊では今回の小協商會議により小協商三國がハンガリーとの間に相互に武力侵略に訴へない旨を誓約したことは、たとひ不侵略條約の如き正文の形式をとつてゐないとはいへ、その道義的意義は極めて大きいと爲した。小協商國とハンガリーとの接近工作については、ユーゴ首相ストヤデイノウイツチ博士の斡旋によるところが多かつたと云はれた。

ポーランド政府系新聞は、八月十六日左記の如き社説を掲げたが、所説よく事實を穿つて居る。

ブレッド小協商國會議において、ハンガリーが不可侵條約に調印することなく軍備の平等權を獲得したことは、ハンガリーの成功であると共に、一方かねて不可侵條約を要求して來たチェコの敗北を意味する。ユーゴ並にルーマニアが既にハンガリー少數民族問題を解決したのに反し、チェコが未だこれを解決してゐないため、結局ハンガリーはチェコと相互協定は結ばないであらう。要するにブレッド會議の結果、チェコ國內の少數民族問題の解決が、歐洲平和に對し最も重大だといふことが益々明瞭となつてきた譯である。

(六) 獨逸經濟相のバルカン行脚

獨逸經濟相フンク博士は十月初頭よりバルカン諸國を行脚し、相當の收穫を得て十月中旬ベルリンに歸つた。收穫の主なるものは十月四日に成立したユーゴスラヴィアとの通商協定、同八日に成立した對土クレヂットである。

尙ほフンク経済相はベルリン歸還後十月十七日新聞記者に對し、北歐より近東にかけた一大經濟樞軸結成の可能性について左の如く語つた。

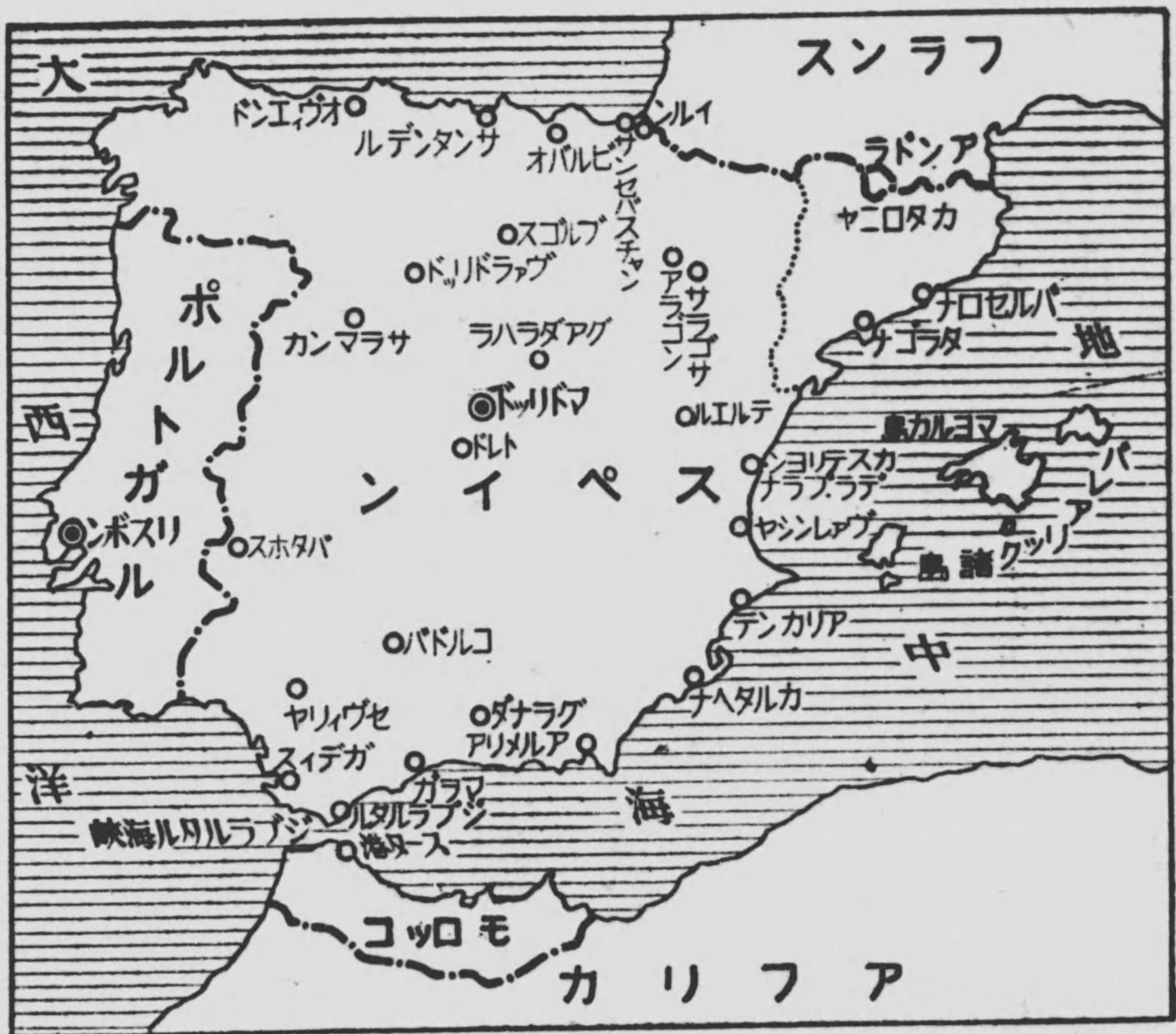
予は今回トルコ、ユーゴスラヴィア、ブルガリアの三國を訪問したが、右三國はドイツを含め將來北海から黒海に至る一種の經濟樞軸を形成することとならう。この經濟樞軸の結成によつてこれ等三國の經濟的再建工作が開始され、道路並に直通電信線の敷設等が着々行はれるであらう。ドイツは今回トルコに對して一億五千萬マルクのクレヂットを與へることとなつたが、このクレヂットはトルコがドイツから各種の工業製品並に軍需品を購入する費用に當てられることとならう。予はトルコ、ユーゴスラヴィア、ブルガリア三國において、それらの經濟相にドイツ訪問を勧誘したが何れも予の招請を快諾された。

第二十三章 西班牙問題

第一節 戰況

人民戦線軍對フランコ革命軍の戦争は、一九三七年夏以來斷然革命軍が優勢となり、北部海岸地帯は同年十月下旬までに全部革命軍の手に歸し、これに勢を得た革命軍は、大舉ヴァレンシアの攻略に向ひ、一九三八年一月早々テルエルを占領した。

斯くてフランコ政權は西班牙全土の三分の二を確保し、又既に獨、伊、日、滿等の諸國に依り正式承認を受け、



西班牙問題要圖

國際的地位も確立したので、從來の委員會組織を排し、いよいよ「西班牙國民政府」を組織するに決し、一月三十一日フランコ將軍自ら首相となり、内、外、陸、海、空、經濟、土木、勞働、司法、文部、治安、農務等の各大臣を任命した。

その後フランコ軍の戦況は益々好轉し、六月十三日遂にヴァレンシア北方海岸の要衝カステリオン・デ・ラ・プラナを陥れ、人民戦線軍を南北に兩斷した。

伊太利の各紙はフランコ軍のカステリオン・デ・ラ・プラナ占領の報道を大々的に掲載し、これに依つて西班牙の内亂も愈々終局に近づき、急速に解決するのではないかと、フランコ軍の戦果に喝采を送つた。

カステリオン・デ・ラ・プラナ市の占領に

依り同方面の戦局は一段落となつたが、この方面の戦闘は四月二十三日から始まり、約二ヶ月を要したもので、交戦が激烈を極めた點に於て、又長期に亘つた點に於て、カステリオン會戦は西班牙内亂勃發以來の最大戦闘と云はれた。

これより先英國政府は、スペイン内亂を速かに終結させるため、フランコ、人民戦線兩政府に對し和平斡旋を行ふ意向であるとの報道が流布されてゐたが、當のフランコ國民政府當局は、六月四日、國民軍は赤色政權が無條件的降服を肯じない限り、内亂終結の如何なる調停にも斷じて應じない旨のコミュニケを發表した。

第二節 英國商船擊沈事件

一九三七年八月以後地中海に怪潜水艦、怪飛行機が出没し、盛に諸國の商船を擊沈したことは、「昭和十二年の國際情勢」第三編第十二章に詳しいが、「海賊」の横行は本年に入りても止まず、二月一日には英國商船エンディミオン號が地中海ヴァレンシア方面に於て魚形水雷のため擊沈され、同日英國海軍省は、事件當時現場附近を警戒中であつた英國の四驅逐艦が怪潜水艦を追跡中であると發表した。

右事件の結果英佛伊三國政府は協議を遂げ、ニヨン協定に基く地中海警備體制を一層強化することにしたが、二月四日には又々英船アルシラ號がバルセロナ沖で飛行機より爆撃せられ沈没した。

英國政府は佛國政府とも協議し、地中海の監視を水上のみならず空中に擴大し、飛行機に對しても監視を行ふべく考慮したが、地中海上には多數の商業航空路が交叉してゐる現状に鑑み、一般商業機と怪飛行機との區別が困難

で、適當な實行案が発見せられなかつた如くである。

三月六日西班牙東南の海上に於ける西班牙兩政權所屬海軍間の海戦の際、その附近にありたる英國驅逐艦二隻は五臺の國籍不明の飛行機から爆撃されたが、彈丸は命中しなかつた。

その後英伊關係が好轉し、三月八日には第一回英伊會談が開かれ、四月十六日には英伊協定の調印を見、地中海の陰雲散じて怪飛行機及び「海賊船」の横行は止んだ。然し之に代つて、フランコ軍の飛行機に依る空爆が盛んになつたことは次項記載の通りである。

第三節 空爆問題

西班牙の内亂に於ても飛行機が盛んに活動し、都市に對する空襲が猛烈に行はれたが、三月十七日フランコ軍所屬飛行機が行つたバルセロナ空襲は歐洲諸國に多大の衝撃を與へ、英佛兩國政府は共同してフランコ政權に對し空襲停止の申入を行つた。右に付き三月十八日佛國政府は左の通り發表した。

フランス政府は、最近行はれたフランコ軍飛行機のカタロニア地方空襲が、多數無辜の市民を殺傷せしめたことを反人道的行為と認め、これに對しサラマンカ政權に空襲停止の申入れを行つた。英國政府も亦同様の通牒を送る筈である。フランス政府は又同問題に付ヴァチカン教皇廳に對し、英佛兩國の申入れを支持される様要請した。

六月始めには軍用飛行機の越境問題が起つた。國籍不明の飛行機九臺が六月五日國境を越えて佛國領に入り爆弾を投下した。同六日にも數臺の怪飛行機が佛領の上空に現れ佛國朝野の神經を痛く刺戟した。

六月上旬フランス軍空軍は西班牙南部の要港アリカントを空襲し多大の損害を與へたが、同七日空爆の際數彈が偶々同港に碇泊中の英國貨物船に命中し、同船は火災を起して遂に沈没し乗組員數名が死亡した。その後もアリカント空襲は繰返され、六月十日までに死者五百名、負傷者二千餘名に上り、港内に碇泊中の英國船三隻が沈没した。

フランス軍空軍はその後も連日に亘り、アリカントのみならず、ヴァレンシア、バルセロナ等の人民戦線側重要都市に對し空爆を加へたが、故意か過失か、これ等の港灣に碇泊又は出入せる外國船舶殊に英船に爆彈が中り、二十數隻の英船が被害を蒙り、内十數隻が相次いで沈没した。

六月三日英國下院に於てフランス軍の空爆が問題になつたが、バトラー外務次官は調査委員團の派遣を考慮中なる旨左の通り述べた。

英國政府は關係國に對し小規模の獨立調査委員團を組織する様提議する意向である。この調査委員團は何時でも空爆の現場に急行して實際の被害状況を調査し、且つ爆撃目標が軍事施設なりや否やを調査報告する任務を有するものである。

英國の調査團派遣の提案に對し、佛國、瑞典、諸威の諸國は之を受諾したが、米國は考慮の結果不参加に決定した。米國不参加の理由は、西班牙紛争に關與せぬ從來の方針を繼續する」と云ふにあつた。

英佛兩國政府は協議の結果、六月二十日調査團の組織及び任務を左の如くすることに意見一致し、六月二十四日附を以て之を西班牙の人民戦線、フランス兩國政府に通知し、その同意を求めた。

一、調査團は英國委員、スウェーデン委員、ノールウェー委員各一名から成る。

一、調査團本據を南佛ツールズに置き、スペインに於て無防備都市に對する爆撃が行はれた場合には直ちに現地に出動して調査を行ふ。

右に對し人民戦線政府は直ちに「調査團の派遣に同意し欣然協力する」旨を回答して來たが、フランス政府が如何なる回答をなしたかは本件執筆の際尙ほ不明であつた。

英國政府は空爆に對し一方右の如き處置をとると共に、他方實際的方法として自國商船の被害を少くするため、危険地帯立入をデイスカレーヂする警告を發することにし、六月十四日チェンバレン首相は下院に於て左の如く言明した。

英商船への頻々たる空爆事件に關しては、目下若干港に安全地帯を設けるといふ案があり、更に中立港設定の提案も考慮されてゐる。これ等諸提案は別として、英國政府の調査する所では、我々が積極的に戰闘行爲に参加する用意がない限り、戰闘地帯の港と取引する商船がスペイン領海内にある場合これを有効に保護し難いことは明らかとなつた。現下の紛争を更に擴大する恐れあるかゝる措置は政府の採る所にあらず、よつて政府としては昨年十一月英國船舶業者に與へた「政府は公海にある商船を保護するが軍事的攻撃を受ける恐れある港に出入する商船は自己の危険に於て行動するものと認める」との警告を再び繰返すものである。然しながら屢々生命の損失を招き、時には明らかに意識して行はれる攻撃事件の頻發は、英國政府とブルゴス當局との友好關係を阻害すること甚大なりといはざるを得ない。四月十一日以降空襲に遭つた英國船は廿二隻に上つてをり、その中十一隻は沈没乃至重大被害を蒙つた。右の中數件は明らかに英國船と意識しての攻撃と推定されてゐる。

右の首相の聲明に次いで種々質問應答が行れたが、労働黨の一議員が「首相の聲明はフランス將軍が英國商船爆撃並に英國人船員殺戮行爲を繼續する様直接奨励するものではないか」と述べたのに對し、チェンバレン首相は「否

余はさう思はない、余の聲明、特に最後の部分はフランコ將軍への警告を含んでゐる」と答へた。

英國政府が、報復その他強硬手段に訴へず、現實に立脚した穩當な態度を示したことに對し、伊太利方面では満足の意が表明された。二十數隻の英國船が被害を受けて、尙ほ右の如き穩當の態度を持することは、大なる忍耐を要することで、流石大國の首相であると思はれる。

六月二十三日の英國下院に於て引續く英船爆撃事件が再び問題となり、反對黨は勿論保守黨陣營内からも質問續出し、政府の軟弱態度を痛撃し、頗る緊張した場面を展開した。反對黨は英國船に對する頻々たる爆撃が、バレアリック諸島を根據地とする飛行機に依つて行はれるのであるから、英國海軍は同島を封鎖し飛行場を攻撃すべきであると主張し、獨逸のアルメリア砲撃を引例して政府の決意を促したが、チェンバレン首相は英船爆撃事件に付ては目下フランコ政府と交渉中であるから、その回答あるまで待たれたいと云ふことで漸くその場を切抜けた。

西班牙の空爆問題は、支那に於ける日本の空爆問題と共に、米國に於ても盛んに非難せられ、六月十六日米國上院は左記要旨のビットマン決議を採擇した。

- 一、一般市民の非人道的な爆撃を非難する。
- 一、上院外交委員会をしてかゝる不法な爆撃を中止せしむべき具體的措置を調査せしめ且之を議會に勸告せしめる。

又米國國務次官サムナー・ウェルスも六月二十三日空爆非難の聲明を發表した。

かゝる際恰かも萬國赤十字大會が六月二十日からロンドンで開かれ、同會でも空爆非難の演説が各代表に依つて行はれ、二十四日の會議に於て左記要旨の決議が満場一致で採擇された。

本會は人道の名に於て無辜の婦女子保護のため各國が空爆を中止乃至制限せんことを要請する。更に軍事行動により非難團員に危害を及ぼす虞れがある場合、當該地域の行政當局は婦女子を赤十字救護施設のある地帯に避難せしむるため、適當の措置を講ぜんことを要請する。本會は各國政府が以上の目的を達成するため、赤十字の信條たる騎士道並びに人道の精神に基き相互に協定を締結するために有効なる措置を講ぜんことを希望する。

第四節 不干渉委員會

(一) 英伊協定成立まで

昨年(一九三七年)十一月四日の不干渉委員會の決定に基き、英國政府より西班牙の人民戦線政府及びフランコ政府に對し通告を發したことは、「昭和十二年の國際情勢」第三編第十一章第七節に記載の通りである。

右英國政府の通告に對する人民戦線政府の回答は、十二月二日バルセロナに於て公表せられたが、右は外國義勇軍撤收の實行を期するため、委員會を派遣する提案には原則として賛成するが、種々の點に於て疑問ありとし、説明を求めたものである。殊に委員會の提案を受諾すれば、叛軍に交戦權を賦與することとなるや否やを質して居るが、これは叛軍に對する交戦權の賦與に反對するものと解される。

フランコ將軍の回答はやはり原則として委員會の派遣を受諾し、若干の點に關して留保をなしたものであるが、同回答には「交戦團體權の承認と同時に、双方より外國義勇軍三千名を撤退せしめ、かくして完全なる國際地位を得たる後、義勇軍撤收及び監視強化を規定する協定を締結すること可能なるべし」と述べ、交戦團體權の承認を協

定締結の前提条件となした。

兩政權よりの回答は十二月七日の不干渉分科委員會で審議せられた結果、回答の性質上今後尙ほ不干渉委員會を繼續して審議を續行することが可能なりと云ふことになつた。

其の後屢々委員會が開かれ、第二義的問題たる西班牙に派遣すべき委員會の權限、兩政權のなしたるオブザヴェーションに對する回答案、義勇軍撤收に要する經費の問題等の外、中心問題たる撤收義勇軍の割合、交戦團體權賦與の前提条件等につき審議せられたが、中心問題に付ては何等決定に至らなかつた。

かゝる間に、二月二十日イーデン外相辭職し、英伊關係が改善せられ、不干渉委員會の前途に光明を認めるに至つた。

イーデン外相辭職の翌日グランデ大使はチェンバレン首相を訪問し、伊太利政府が英伊會談の開始に同意せる旨を述べ、且つ義勇軍撤收及び交戦團體權賦與に關する英國妥協案を受諾する旨を傳へた。茲に於て直ちに英伊會談が開催せられ、伊太利義勇軍の撤收問題は英伊會談に於て解決せらるゝこととなつた。

イーデン外相が英伊會談に先立ち伊太利義勇軍の引揚を實行せしむべしと主張し、チェンバレン首相が英伊會談に西班牙問題をも含ましむべしとなし、兩者の意見の衝突からイーデン外相の辭職となりたることは、「イーデン外相の辭職」及び「英伊協定」の項に記載の通りである。

英伊協定は四月十六日ローマに於て調印せられ、その交換公文に於て、伊太利は英國政府提案の比率方式に同意し、不干渉委員會の定むる時期と條件に依り伊太利義勇軍の撤退を實行することを約し、又西班牙内亂終熄の際殘

留し居ることあるべき伊太利義勇兵及び兵器は、その際直ちに西班牙より撤退することを承諾した。而して英伊協定の効力發生は西班牙問題の解決が前提条件であると定められた。

(二) 義勇軍撤收案の成立

英伊協定發効の前提条件たる義勇軍撤收問題に關しては、不干渉委員會議長プリマス卿は、英伊協定調印後英國案を基礎として各國代表と私的折衝を續けて來たが、成果を得て五月二十六日の不干渉分科委員會にこれを附議した。右英國案に對し獨逸を始め其他諸國代表は賛意を表したが、蘇聯代表は全面的に反對した。蘇聯の反對は英伊協定の發効を阻止せんとする動機に出でたものと解せられた。

プリマス議長はその後、更に各關係國代表間に奔走し、多少蘇聯の主張を容れて海上監視を一層強化することにし、六月二十一日の分科委員會に於て、遂に滿場一致を以て英國案を採擇せしむることに成功した。

右と同時に義勇軍の撤收及び監視等に要する經費分擔問題でも蘇聯代表は駄々を捏ね、議事の進行を妨げた。

六月二十八日の分科會で經費の分擔に付き討議が行はれたが、義勇軍引揚の費用はそれぞれ引揚げる自國義勇軍の兵數に應じ、義勇軍の本國が負擔することに意見一致した。然るに撤收組織費及び監視體制維持費の總額百萬乃至百五十萬ポンドの分擔に付ては、英、佛、獨、伊四國代表が、蘇聯を含む五國丈で五分の一づゝ分擔することを主張したのに對し、蘇聯代表は右五國で六分の一づゝ支辨し、残り六分の一は他の小國で分擔すべきであると頑強に主張して譲らず、會議は難關に逢着したが、英、佛、獨、伊は結局蘇聯の支拂はぬ部分も負擔することに申合はせ、經費分擔問題を解決した。

前記六月二十一日の分科委員会で決定した英國案は、七月五日の不干渉委員會本會議に附議せられ、二十七國の政府代表により満場一致可決せられ、七月八日公表せられた。その内容は主要左の通りである。

- 一、西班牙の兩政權が英國案を受諾した後、不干渉委員會參加各國は改めて同案實施を確認する趣旨の決議をなし、然る上、三名より成る二委員會を作り、兩軍側に付き夫々外國義勇軍の數を調査せしめ、その少き側より少くとも毎日一千名（多き側よりは比例的に多く）を引揚げしめ、不干渉委員會決議の翌日より起算し五十一日乃至百三十五日の間に外國人全部を本國へ送還し、結局百六十四日目に義勇軍撤收問題を一切完了せしむ。
- 二、兩軍中外國義勇軍少き側より、一萬人撤收したる場合、兩軍に交戦團體權を認める。
- 三、英國官憲の監視する西・葡國境の外、ピレネー國境並にヴァレンシア、バルセロナ等主要八港及び沿岸に監視員を派遣す、その數は少くとも一千名とす。
- 四、各關係國は西班牙に宣傳員を送らざること及び自國船に依る同國向軍需品輸送を禁止することを約す。

(三) フランコ政權の拒否

右の英國案は直ちに人民戦線政府及びフランコ政府に提示せられたが、人民戦線政府は七月下旬若干のオブザヴァーエーションを附したるも、全體としてこれを受諾する旨回答してきた。フランコ政權は八月中旬に至り事實上これを拒否する回答をしてきた。かくて不干渉委員會に依る義勇軍の撤收は行儀みの状態となつたが、他方伊太利は自發的に一萬人の義勇軍を引揚げ、英伊協定は十一月六日發効した。

- 一、兩軍より外國義勇軍の比例的撤退を公平に行ふことは困難であるから之に反對する、その代り双方から一萬人を即時撤退すること同意する。

二、フランコ政府は交戦團體として承認せらるべき條件を具備してゐる。即ち（イ）領有地域は敵軍のものより遙かに廣大である。（ロ）フランコ政府は右の地域に事實上主權を行使せる法律上の正當政府である。（ハ）正規の陸空軍を有し且つ海軍も存在して領海を支配してゐる。故に交戦權の完全且つ無條件の賦與を要求する。右權利が承認せられれば協定を結ぶ人格を缺くと言ふべきである。

三、義勇軍の比例的撤收は困難である。何とならば、その爲には義勇軍の數を計算しなければならぬが、之が計算に當る委員會には次の如き困難がある。（イ）相手側は應募兵を西班牙に歸化せしめた事實があり、外國人として識別せらるべきマークがない。（ロ）相手側は調査員の調査期間中、外國義勇軍を非戦闘員中に配置する可能性がある。（ハ）最前線にゐる義勇軍を調査する爲め、調査員は戰場に赴く事を得るや。

四、英國案に依れば義勇軍の計算は不干渉委員會に參加せざる國民を除外してゐるが、敵軍に屬する外國義勇軍の約五割は不干渉委員會不参加國の國民である。

五、空中監視は實行性なし。フランコ政府側領土に監視の爲め飛來することは、防禦及び軍の移動等を外國人に曝露することになり、且つ屢々事件を惹起すべきを以て受諾し難し。

六、カタロニア、レヴァンティン兩地方に各一港宛、二つの安全港を相手方の爲めに設けこれを尊重する。即ち該港が軍事作戦地帯と離れ居る場合には食料品船の入港を許す。

七、空爆に關し軍事目標物の觀念を定義し且つ制限せんとする目的に對し協力の用意がある。

八、陸上監視制を強化し之を恒久的に嚴重に維持すべきことを要求する。然し恒久的海上監視制はスペインの主權と一致せず又海上監視は技術的に適當なる故反對する。寧ろ海上監視は仕出港に於て検査を行ふべきである。又交戦團體權が認められ、

ばスペイン兩政府は密輸を嚴重取締ることならう。

九、フランコ政府は現在、將來を問はずその國土乃至は經濟生活を一部なりと雖も抵當に使用することは絶対に同意し得ない。フランコ政府はその國民、その植民地を窺ふものがあれば、如何なる場合に於ても寸土に至るまでこれが防衛のため闘ふ方針である。

フランコ將軍は八月二十八日新聞記者との會見に於て、義勇兵撤收問題及び調停問題に就き左の如く語り、その態度を明らかにした。

我々は不干渉委員會提出の義勇兵撤收案を事實上拒否したが、同案は歐洲の義勇兵撤收を規定してゐるのみで、米人義勇兵については何等言及してゐない。然るに人民戦線側には約一萬一千名の北米人が参加してゐるではないか。調停問題については局これによつて利するものは、人民戦線かその背後に隠れた敵のみだといひ得よう。フランコ軍は既に赫々たる勝利を收めてをり、この戦果を何人にも奮ひ取られぬであらう。

不干渉委員會では、同委員會の提案を人民戦線、フランコ兩政府が受諾すれば、調査員を派遣して義勇軍の數を計算し、兩軍より比例的撤收を開始する段取であつたが、前記の如くフランコ政府側が撤收案を拒否したので、先づフランコ政府を説得する必要を生じ、不干渉委員會書記長ヘミングを派遣し、撤收案に就てフランコ將軍に説明せしむることになつた。

第五節 國際聯盟と西班牙問題

西班牙代表アルヴァレス・デル・ヴァヨは九月十九日の聯盟總會に於て、西班牙が歐洲に於ける二大強國（獨伊

を指す）に依つて侵略を受けつゝあるに拘らず、聯盟は手を拱いて援助を與へないと、先づ聯盟に對し不平を述べ、西班牙政府側は外國義勇兵の完全なる即時撤退を決意した。右決定は國籍の如何を問はず凡ての義勇兵に適用されるもので、一九三六年七月十六日以後に西班牙國籍を取得した者を含むものである。聯盟は直ちに國際委員會を任命し、撤退問題を審議せられ度いと要求した。次で同國代表ネグリンより右に關する決議案を提出したが、デル・ヴァヨは西班牙政府側が右決議案をロンドンの不干渉委員會に提出せず、之を國際聯盟に提出した理由として、ロンドン不干渉委員會には西班牙政府側が代表され居らず、然も獨伊兩國の代表者が出席して居るのであるから、西班牙政府側は同委員會を信用し得ないからであると述べた。

右西班牙政府側の提案に對し墨國、佛國、コロンビア及び蘇聯の代表は賛意を表したが、英國代表バトラは國際聯盟の調査委員派遣に反對するものではないが、同委員はロンドン不干渉委員會派遣の調査委員の行動を妨害せざる様せられたいと述べ、葡萄牙、アルバニア及びハンガリー代表は、義勇兵撤退の監督はロンドン不干渉委員會に於て行ふべきものなるが故に、西班牙政府側の提案に賛成し得ずとて棄權した。

西班牙の提案は第六委員會に於て九月二十六、二十八、二十九の三日に亘り審議せられたが、決定に至らず、これを理事會に移して處理せしむることになつた。

諸威代表者は規約第十一條に依り西班牙問題を理事會に於て審議すべきことを提案したが、英國代表者はこれに對し、規約第十一條は二國間の紛争に適用するもので、西班牙の内亂には適用し難しと述べ、西班牙代表も同國が國際聯盟に訴へたのは外國の干渉問題だけで、内亂に對する聯盟の干渉には同意し難いと述べた。依つて諸威代表

はその提案を撤回した。

理事會は九月三十日の會合に於てネグリンの提案を容れ、外國義勇軍撤收檢證の爲め、國際委員を派遣することに決すると共に、英、佛、イラン三國代表より成る小委員會をして右の問題を取扱はしむることにした。

右の理事會決定に基き組織せられた國際軍事委員會はバロセロナに到着するや、西班牙政府と接觸を保ち、外國義勇兵の撤退に關し調査したが、同委員會から聯盟書記局に送つた報告に依れば、十一月末までに委員會はカタロニア地方の調査を終り、同地方の關する限り外國義勇軍は既に完全に前線より撤退し、一部は既に西班牙を出發し、殘部は武装を解除して一定の場所に集結し出發を待つてゐることを認めた。

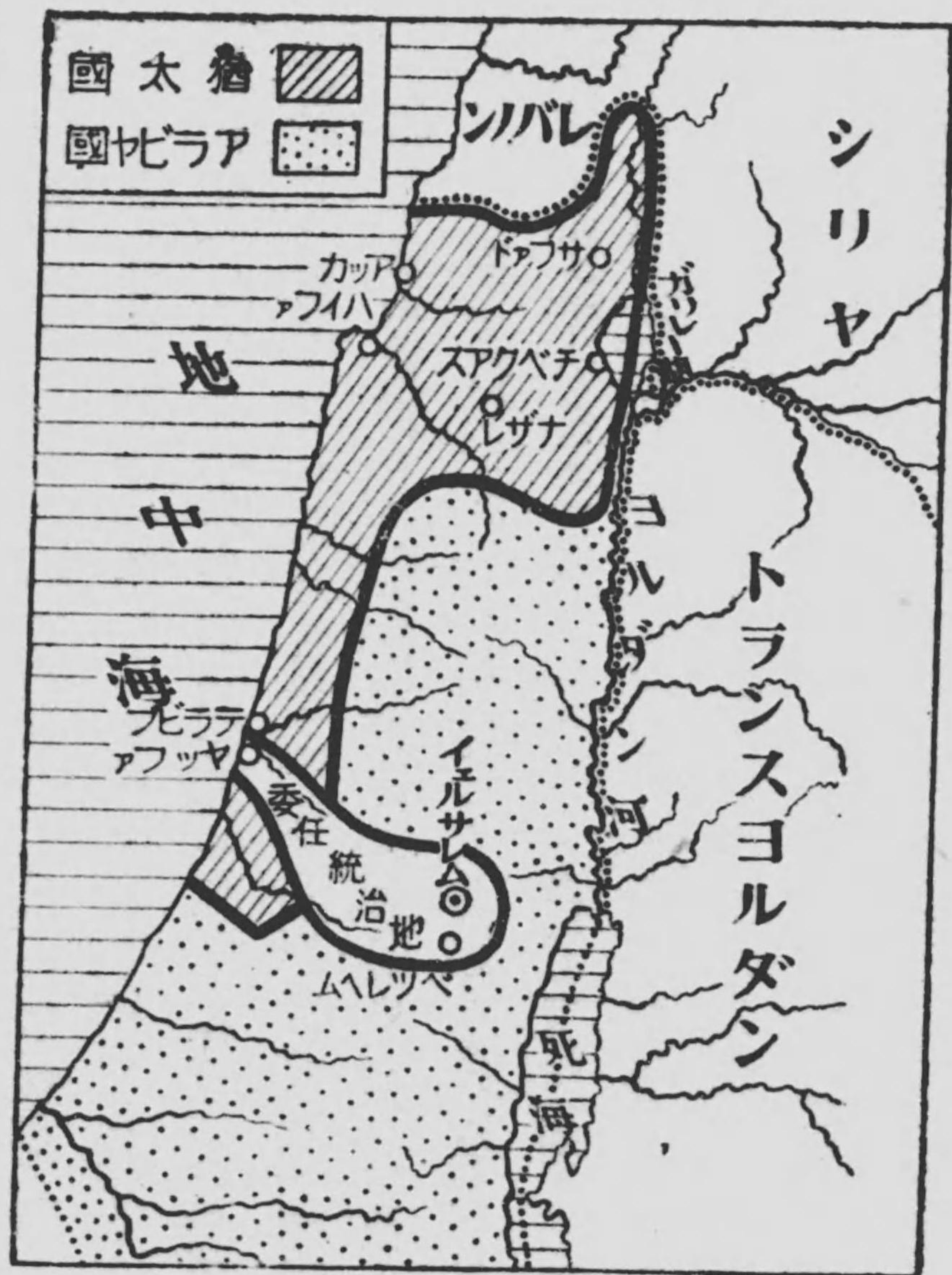
同委員會はカタロニア戦線の各方面を調査したが、後方の各地區に於ても、兵學校に於ても、參謀本部に、又は檢閲所、航空部隊、守備隊等に於ても、外國義勇軍は政府の命により、十日初頭以來引揚を開始し、各國籍毎に一定の中心に集結せしめられたと言ふ。

委員會の推算では、十二月十日までに五千人以上の外國義勇兵が西班牙を退去した如くである。委員會は更にヴァレンシア地方に赴き調査する豫定であると報ぜられた。

第二十四章 パレスティン問題

(一) アラビア暴動の發生

パレスティンに於けるアラビア人と猶太人との争闘は、歐洲大戰後同地が英國による委任統治の下に置かれた當初から存在してゐたのであるが、それが最近に於ける様に激烈となつたのは、一九三六年以來のことである。元來アラビア人と猶太人とは、宗教的にも文化的にも相容れない民族であるが、パレスティンに於ける兩民族の關係が悪化するに至つた直接且つ最大の原因は、近年に於ける猶太移民の激増である。即ち一九二二年に於ける在パレスティン猶太人は同地總人口の一割にも足りなかつたが、一九三七年には總人口の約三割を占めるに至つた。而も尙ほこれ等移民は歐洲諸國に於ける猶太人排斥の激化と共に、益々増加するの趨勢にあるのみならず、一般的に言つて猶太移民は、能力と財力に於て、先住民たるアラビア人を凌駕するものがあるので、自由競争の結果、アラビア人の敗色は蔽ふべくもなかつた。即ちアラビア人にして祖先傳來の田畑を賣拂つて勞働者に、或は失業者に、成り下る者の數が漸増したのに反し、猶太人はアラビア人から買取つた不毛の土地を開墾改良して沃野と化し、更に種々の工業を興して其の勢當るべからざるものがあつた。斯かる事情の下に於て、アラビア人の反猶太感情は自然激烈を加ふるに至つたが、適々一九三六年四月十五日二名の猶太人が、アラビア人暴徒の爲めに殺害されるに及び、此の事件を契機として、兩民族の反感は發火點に達し、パレスティンの全土に亘つて、アラビア人に依る同盟罷業



パレスチナ問題要圖

擾は約半年続いた後、一九三六年十二月十二日に至つて、罷業の撤回を見ると共に、漸く鎮定するに至つたのであるが、此の事件は英國をして現行委任統治制度改革の必要を痛感せしめた。

(二) ビール調査團の分割案

右暴動發生の結果、一九三六年八月ビール勲を首班とする調査團が英國政府により任命せられ、騒擾の潜在的原

因、委任統治の實施狀況、アラブ及び猶太人側に於ける正當なる苦情の有無、其の除去及び防止方策に付研究が行はれることゝなつた。右調査團による報告書は、一九三七年七月七日に發表されたが、右は最早現行委任統治條項の範圍内に於ては、兩者の融和を圖り恒久平和を維持する手段なき旨を斷定し、實際的にして英國の嘗てなしたる誓約にも違反せず、兩民族に公平なる解決方法を提供するものとして、パレスチナをアラブ國、猶太國、英國委任統治地域に三分する案を提議した。即ち左の通りである。

- 一、中央以北の一部、猶太人の多數を占める地方(パレスチナの約五分の一の面積)を猶太人の獨立國とする。
- 二、エルサレムを中心としナザレ其他二、三の基、猶、回三宗教の聖地を含み、地中海沿岸ハイファ港に到る廻廊地帯を永久委任地域として、英國政府の統治下に置く。
- 三、其の他のパレスチナ地方をフランスチヨルダンと合せてアラビヤ人の獨立國を建設する。

右の分割案は、英國政府の承認する所となつた。英國政府は分割案に關して聲明書を發し、右分割計畫の實現迄は、パレスチナの平和と秩序の維持に當ること、差當り土地の取引を禁止し、一九三七年八月以降一九三八年三月迄の猶太移民數を八千名に限定すること、分割によつてアラビヤ人側は獨立を得て猶太國側より財政援助を受くるに至るべきこと、他方猶太人にとつても之に依り猶太母國の樹立が確保せらるることとなる旨を述べるところがあつた。

然し右分割案に對し、アラブは直ちに非妥協的態度を表明した。即ち彼等は此の案を以て不公平にして全然受諾し得ざるものなる旨を表明すると共に、アラブの受諾し得る解決案は、アラブの完全獨立、猶太母國建設中止、英

國による委任統治の中止と、之に代る英國パレスティン間同盟條約の締結、猶太移民及び猶太人に對する土地賣却の即時中止等を含むものでなければならぬ旨を明かにした。同時にパレスティンに於ける秩序は一層破壊されるに至つた。

右の如くアラブは分割案を全面的に拒絶したが、猶太人の間では議論が分れた。一九三七年八月チューリツヒに於て開催された第二十回デイオニスト會議に於て本問題が詳細に討議されたが、同會議に於て採擇された決議は、ピール調査團による分割案を受諾し得ざるものとして退け、委任統治の實施を要求した。

(三) ウッドヘッド報告書

ピール分割案は、英國議會、聯盟理事會及び總會に於て討議された結果、英國政府は分割主義の實際的適用の問題を調査するの權能を與へられ、茲に英國政府は、もつと正確、詳細なる案を立てるため、ウッドヘッド卿を團長とするパレスティン分割委員會を任命した。

右委員會は一九三八年四月二十七日から八月三日に亘り現地調査を行ひ、其の調査報告書は一九三八年十一月九日發表された。右報告書は先づピール委員會の勸奨にかゝる案を研究した結果、右案による時は猶太國に多數のアラブを、アラビア國に多數の猶太人を含ませしめることになるのみならず、ピール報告書が猶太國よりアラビア國に對する補助金の交付を勸奨して居ることは實行不可能なりと言ふので、之を退け、次に新たにB案及びC案なる代案を自ら作成して検討したが、何れも實行的ならずとし、結局アラビア國、猶太國及び委任統治地三者間の關稅同盟締結を緊急事となした。

英國政府は、ウッドヘッド報告書を検討した結果、パレスティンに斯くの如き獨立國家を建設することは、政治上、財政上多大の困難を伴ふので、分割案は結局實行不可能と云ふ結論に達した。茲に於て英國政府は、右報告書と共に聲明書を發表して、本件經過を説明したる後、英國政府としては、結局全パレスティンに對する委任統治を從來通り引續き行はんとする旨を述べると共に、パレスティンに平和と進歩とを齎さん爲めには、猶太、アラビア兩民族の諒解を促進する目的を以て、英國政府は速かに、パレスティンに於けるアラビア人及び近隣アラビア諸國並に猶太人代表を夫々倫敦に招致して、移民問題其の他將來の政策に就き、協議せんとの意嚮を表明した。此の結果一九三九年二月七日より倫敦に於てパレスティン會議が開かれることとなつたのである。

第二十五章 サンヂヤーク問題（ハタイ問題）

第一節 概 説

サンヂヤーク問題は又ハタイ問題と謂はれる。佛蘭西の委任統治地域たるシリヤの北部土耳其と境を接する所にサンヂヤーク・アレキサンドレツタと稱する州（サンヂヤークは州の意）があり、之をハタイと呼びならしてゐる。元來ハタイといふのは地方の義であるが、今では固有名詞的に使用され、通常此の地方を指すのに用ひられる。

ハタイはシリヤの一部分ではあるが、土耳其人が多い關係上、一九三七年の國際聯盟の決定に依つて自治が認め

られ、その自治の中樞機關としてハタイの議會が設けられてゐた。

一九三八年の五月に、國際聯盟の決定に従つて、此の議會の選舉準備として、選舉人名簿の作成が行はれた。

此の選舉には、土耳其は大いに力瘤を入れ、夙に色々の對策を怠らなかつたのであるが、偶々佛國の官憲が不當の干渉を敢てしたといふ風評が傳はつた。尤も佛國側では、選舉人名簿の作成事業が進行するにつれ、或る市町村では必ずしも



圖要方地クーヤジンサ

土耳其的分子が優勢でないことが分つたので、土耳其が選舉の前途を危惧するの餘り焦慮したのであると説いてゐる。

何れにするも性質上元來地方的な此の問題が、直ちに佛土間の國際紛争となつた。而も同地方は東地中海に面してゐる。東地中海は、エチオピア事件、モントルー會議此の方歐洲諸列強の異常な關心を惹付けてゐる。獨伊樞

軸の觸手も、英佛陣の神經も、此の地方の變化には極めて敏感である。其の上モントルー會議以來黒海から開放された蘇聯邦が一枚加はつた。アタチュルクの新興土耳其が此の地方に完全な獨立自主の地位を鞏固にしようと專念するのは勿論である。

かくて、單なる一地方議會の選舉に關する問題が、直ちに佛土兩當事國の紛争となり。獨伊、英佛、蘇の三陣營のみならず世界の視聽を集めるに至つたのである。

抑も土耳其は古くからハタイを獨立せしめ、佛シリヤ間の條約と同様の條約をハタイと佛國との間に締結させることを希望してゐる。然らずとするもハタイを極めて高度の自治州として、同地方の土耳其人に自由を獲得せしめ、同地方を自己の完全な勢力下に收めようとしてゐた。所が本年三月獨伊合邦が成功し、現狀打破組たる獨伊樞軸の迫力が益々増大したので、此の狀勢を捉へて、土耳其は宿年の希望を達成しようとした。之に對して英佛は既成の政治的勢力、殊に金融財政の武器を振り翳し、東地中海の勢力均衡を自己の有利に展開しようとした。

これ等の複雑多岐な暗流を藏しつつ、ハタイ問題は七月五日に至つて、佛土間の諒解と云ふ形式の下に幕を閉じた。土耳其は之に依りハタイに兵を入れ、佛國と共に治安維持の任に當ることとなつた。選舉は土耳其派に有利な地方議會を形成した。佛國側は土耳其に満足を與へて同國との紛争の種を減ずると共に、同國と兎に角表面上なりとも緊密な友好關係を樹立した。英國は佛國を援け對土借款の偉力を發揮した。尙ほ蘇聯はハタイ問題には無關心な態度を示しつつ、暗に土耳其を援助して同國に對する要求諸事項の解決に盡した様であるが、蘇側の試みはさし

て効果を擧げたとは思はれない。

要之本年のハタイ問題は、佛土兩當事國が何れも一應相當の満足を得て、一先づ解決を見たのであるが、以下やや溯つて同問題の沿革を述べ、本年五月乃至七月の佛土紛争の経緯を簡説する。

第二節 問題の一應解決まで

佛國と土耳其とは所謂ハタイ問題で長年紛議を續けて居る。ハタイ問題は要するにシリア北部地方のステータスを如何に決定するかの問題である。

一九二一年の佛土條約第七條は、

(イ)アレキサンドレッタ地方に對し特別行政制度を制定し、

(ロ)土耳其語を公用語として認め、

(ハ)アレキサンドレッタ地方の土耳其人に對し完全な文化的自由を與へた。

其の後一九二六年に土耳其とシリアとの間に友好條約が調印され、將來シリアに於て制定せられる基本的法規或は行政措置は、必ず一九二一年の條約と矛盾すべからざること、一九二一年の佛土條約の結果制定されたアレキサンドレッタの特別行政制度を常に考慮せざるべからざること等を定めた。

所が此の土シ條約は、佛國がシリアの委任統治を拋棄した場合に生ずる諸事態に對しては、明白な規定を缺いて居た。

然るに、佛國が一九三六年十二月二十二日シリアと條約を結び、條約の批准手續終了後三ヶ年以内に、シリアに獨立を與へることを約したので、土耳其とシリア、土耳其と佛國との間に、ハタイを何うするかの問題が喧しくなつたのである。

土耳其はアレキサンドレッタ地方はシリアと別個の法律的地位を有する地域であると看做す。従つて假令佛國がシリアの獨立を承認しても、夫れはハタイ地方を除くシリアの獨立承認に過ぎない。若し獨立したシリアがハタイ地方を含むとすれば、同地方の土耳其人はシリアの壓政に苦み、従つて必ずや紛擾が絶えないであらう。故に同地方をシリアから分離し、別の獨立國としなければならぬと土耳其は主張した。

此の土耳其側の主張に對し、佛國はハタイはシリアの一部である。佛國が受任したシリア委任統治地域にはハタイが含まれて居る。シリアが獨立する場合、ハタイ地方も之と運命を共にするのは當然であつて、ハタイをシリアから分離するのは委任統治條項に對する違反である。尤もハタイ地方には土耳其系の住民が多いから、其の保護の爲めには勿論適當の措置を講ずる。唯此の事實を以てハタイ地方がシリアに屬しないものと解することは不當であると主張した。

以上が當時の佛土間の主張の骨子であるが、事が委任統治地域に關する問題なので、一九三六年十一月二十五日在アンカラ佛國大使ボンソとアラス土國外務大臣との間に話合が行はれた結果、土國政府は同年十二月八日附の國際聯盟事務總長宛電信で、規約第十一條に基き本紛争を聯盟理事會に上程方要求したのである。

理事會は先づ三人の中立國人（諸威人ハンス・ホルスタード、和蘭人エル・ジエー・ジエー・カロン及び瑞西人シユルル・フォン・ワッテンザイル）から成る調査團を現地派遣し、その報告に基いて紛議を解決する方針を樹てた。此の調査團は一九三六年十二月末現地に到着し直ちに調査を開始した。

他方兩當事國は直接交渉に力め、理事會開會後も、理事會外で、兩國代表デルボスとアラスと本議題の報告者瑞典代表サンドラーとの間に交渉が行はれ、其の間に話合が付いたので、一九三七年一月二十七日の理事會に、其の妥結案が、本件の報告として上程され、之が採擇された。此の報告の骨子は

(イ) サンヂヤーク・アレキサンドレッタは内政上完全に獨立する。

(ロ) 然し同地方は觀念上シリア國の一部を構成す。

(ハ) 外交はシリア國が之を掌る。

と謂ふにある。尙ほ細目は英、佛、白、蘭、土の委員より成る専門家委員會に研究させることとなつた。同委員會は該地方の憲法及び基礎法を起草し、之に若干の説明及び勸告を附加した報告を、一九三七年五月の理事會に提出した。

此の専門家委員會の報告中、第二公用語と國境の問題に關しては、議論が纏らなかつたが、會議外で協議を續け、五月二十九日の理事會は、確定的報告の指示する解決案を採擇し、就中同報告に附加せられたる諸事項を參照しつゝ、専門家委員會起草の憲法及び基礎法案を採擇して、ハタイ問題は一應解決されたのである。

此の解決案は

- (イ) 専門家委員會起草の憲法及び基礎法並に同委員會報告中の勸告を採擇する。
 - (ロ) 憲法及び基礎法の効力發生日として一九三七年十一月二十九日を提案する。
 - (ハ) 國境問題に關しては三個のナイエ地方の處分に付専門家委員會の多數説を採擇する。
 - (ニ) アラビア語を公用語とする。
 - (ホ) 議會の人員は當分の間原則として四十人とする。
- 等の提案を骨子とした。

尙ほ前記一月の理事會の決議に従ひ、一九三七年五月二十九日佛土兩國代表は壽府に於て、アレキサンドレッタ地方の保全に關する條約及びシリア、土耳其間國境保障に關する協定に署名した。

右兩條約に依り、佛土兩國は、一九三〇年五月三日アレブに於て署名せられた國境測定に關する最終議定書に依つて定められた土シリア間の國境を確定的なるものと認め、且不可侵を保障した外、アレキサンドレッタ地方、シリア及びリバンの全領土保全に關する措置に關しても合意が成立した。

上述の通り本件佛土間の紛争は一應終了した。アレキサンドレッタ外交問題等に付いてシリアと緊密な關係を維持する義務こそあれ、大體獨立國類似の地位を認められたのである。然るに一九三八年に入り、同年中頃にアレキサンドレッタ地方に選挙が行はれることになつて居る矢先、偶々獨逸合邦が行はれ、其の後チエコスロヴァキア國內ズデーテン獨逸民族の問題が盛に議論され、民族問題の解決には有利な國際情勢が展開して來たので、土政府は

此の機を逸せず、其の従来の主張を繰返し、本件地方を完全に獨立せしめるか、少くとも同地方に對する土國の發言權を一層擴大せんとするに至つた。

第三節 問題の再燃

一九三八年五月二十七日國民議會本會議の演說中、土國アラス外相はハタイ問題を取上げて、大要次の様に佛國の態度を難し、土耳其側の決意を表明した。

ハタイ地方住民の大部分は土耳其人であつて、凡そ土耳其化して居り、同地方の平和は直ちに土國の安寧にも重大なる關係がある。

一九二一年（佛土條約の締結されたる年）以來土國は常に平和的精神を以て、同地方問題解決の爲め、佛國と交渉し來り、時に解決の曙光を認めたることもあつたが、遂に成果を得ず今日に及んだ。現在行はれて居る選挙は佛國側の露骨なる悪意の下に行はれて居る。右に付ては佛國政府及び佛國シリア總督の注意を喚起した處、佛國側では諸取極の規定に従ひ處理すべしと答へた。余は總督代表者とも最近アンカラで協議したが、同代表者のシリア歸還後行つた所は、同地方が非武装地帯なるに不拘兵力を集中した一事である。

此の點に付て、五月二十五日佛國外相は撤回方を言明したが、ハタイからの通信に依ると、テロが横行し、選挙は壓迫干渉の下に進行して居り、事態は極めて重大である。土國政府が本問題を根本的に解決する決意を有つて居ることは、諸君の御承知の通りであるが、今暫く冷靜に事態の推移を注視しよう。大統領が一九三七年十月議會施政

演說中に述べられた通り、ハタイ問題の圓滿解決が佛國との國交増進の要諦である。

此の外相の演說でも分る様に、土國政府はハタイ問題に非常の關心を示して居る。同地方の選挙對策としても、土耳其古はハタイ生れの土國人で土耳其國內に居住する者を特立てて選挙人名簿に登録させるとか、其の他色々の措置を執つた。又佛國官憲の干渉壓迫の報が國內に傳はると、國內輿論の極度の激昂こそは抑へるが、他方重大決意を仄かすを忘れてゐない。特に軍事當局は、三月頃早くもハタイとの國境附近に萬一の用意を開始し、又政府の統制下にある諸新聞中にも、已むを得ない場合の最後の措置としてはハタイを占領すべしと論ずるものさへあつた。そして新聞の反佛論調は、佛國大使が抗議しても中々鎮靜しなかつたのである。外務大臣の演說も此の情勢に呼應したるもので、土國としては歴史ある國民的要望として、此の問題に付ては讓歩妥協は最早受諾し得ない情勢となつた上に、シリア問題の爲めに佛國が戦意を有つて居ないことを見透して、強硬なる對抗氣勢を表示した。之に對し佛國側は例の恫喝と地方官憲の強硬壓迫手段にて、事を簡單に片着けようとする風が見えたので、土國側は益々焦慮の度を加へた。

其後事態は稍進轉し、六月十一日に至り、土國參謀次長を首班とする軍事委員がハタイに急行した。これは佛國側の提案に基くもので、現地に於て佛國軍事委員と協議の上、同地方治安維持の案を樹て、必要に應じては土國側からも軍隊を送つて、其の治安維持案を實現しようとの企てであつたらしい。尙ほ佛國のシリア高級委員のマルテルが辭職するであらうとの説が傳はり、土國新聞は、佛側の當事者が辭職する以上本問題の解決は近いであらうとて、佛國政府の措置振を稱揚し、漸く樂觀的態度を表した。

然も事態は逆轉し、佛國側はハタイ地方の議員四十一名中二十一名を、土國系から選出せしめようとの妥協案を提出したと言はれたが、現地には小競合が時々發生し、佛土軍事委員會は治安維持に關する成案を得ず、又土國側は、聯盟の選舉監視委員が佛國の立場を擁護するの餘り、職務範圍を逸脱し、彼等が紛擾の中心であると攻撃し、終に六月二十日聯盟事務局に對し、同委員との聯絡交渉は斷絶する旨を申入れるに至つた。

佛國側の見地に立てば、本事件發生以來、相當讓歩を重ねたが、現地の土耳其人の要望に應じて、土耳其兵を入れ、佛兵と共に治安維持に當らしむる案を受諾する譯には行かない。此案に對しては、亞刺比亞人乃至シリア人側に強硬な反對があるからである。從て佛土兩國軍事委員の協議は、六月二十日過に至つても纏まらなかつた。そこで土耳其古では色々の風説が横行した。例へば土耳其古は出兵の用意も完了して居るとか、若し佛國との協議が遂に纏まらない場合には、ハタイ占據の爲め出兵を敢行するに至るであらうとか、ハタイ占據の如き場合には結局土國は聯盟を脱退するであらうとか言ふ類である。又諸新聞は佛國には二箇の政府がある。一は巧言麗辭を以て親善と好意を確約する。他は蔭に廻つてハタイの非土耳其人を使喚し、土耳其人に對する干渉壓迫に日も夜もない。吾人は隣國に佛國の委任統治地域を持ちたくない。佛國との國交斷絶をも辭せないと強硬に氣勢を擧げた。

佛蘭西政府の身となれば、地方問題としてのハタイ問題に付ては、相當の言分はあるであらうが、元來ハタイ地方のステータスは、既に上述の通り、聯盟理事會で自治州と決定されてゐる以上、ハタイ地方の行政を根本的に變更する譯には行かない。されば假令、ハタイの選舉が何うであらうと、畢竟シリア全委任統治地域の大勢を左右するものでもない。土耳其古側が此の問題を重要視するならば、寧ろ土耳其古側の要望を容れて、地方の治安を計るに如くはない。

い。土側を満足させれば土耳其古は佛國に好意を寄せるであらう。獨逸が壞國を合併し、獨伊樞軸の壓力がバルカン方面に強きを加へる情勢にあつて、土を獨伊に付かせず、自己に惹付けるチャンスは、佛國としては逸すべきではない。

右の見地から佛國は寛容の政策を執ることにした如く、土耳其古の輿論の沸騰を反映して、却つて佛土交渉は順調に運んだ。六月三十日のパリ電報は佛土交渉の圓滿に進捗中なる旨を報じた。

第四節 佛土協定の成立

上叙の通り佛土間交渉は現地情勢の變化と共に、若干の曲折を経たが、事件發生後四十日の七月四日に至つて愈々話合が纏り、アンカラに於て土國外相と在土佛國大使との間に

(イ) 佛土間友好條約

(ロ) 佛土共同宣言

(ハ) 共同宣言附屬國籍選定に關する議定書

の三文書の調印が行はれた。右に伴ひ軍事協定は發效し、シリア國境に待機中の土國軍隊は五日ハタイに入境することとなつた。軍事協定は發表せられないが、兵數は双方二千五百といはれた。

友好條約及び共同宣言の内容は左の通りである。

イ、友好條約(前文省略)

一、締約國は相手國に反對の政治的、經濟的アンタント及び一切の結合に参加せざることを約す。

- 二、締約國の一國が平和を欲するに拘らず他國より攻撃を受くる場合相手國は侵略國に對し何等の援助を與へざるべし。
- 三、締約國は東地中海の安全を欲するが故に一九三七年五月廿九日のサンジャーク保全條約の保障危殆に瀕するに至る場合には其の責務を履行し且相互に必要な便宜を與ふる爲め協議すべし。
- 四、一般仲裁議定書は有効に存續すべし。
- 五、本條約は特定の紛争の爲め特殊の解決方法を定めたる規定に抵觸せず。
- 六、本條約は聯盟派遣機關を制犯し又規約より生ずる義務に影響を與ふるものと解すべからず。
- 七、批准交換より十年有効にして更新し得。

ロ、共同宣言

本日調印の條約は一九三〇年二月三日の佛土條約に代るべく兩國政府は左を協定せり。

- 一、一九三七年五月二十九日聯盟決定は一九二一年十月二十日のアンカラ協定の趣旨を體し實行せらるべし、右アンカラ協定はハタイ地方の土耳古民族の優勢を認むると共に土國に取り領土的問題にあらざることを明かにせるものなり。
- 二、土、シリヤ、リバン間に一九二六年五月三十日の條約所定の友好關係を維持すべし。
- 三、一九三〇年二月三日佛土條約附屬調停仲裁手續は有效なるべし。
- 四、本宣言書附屬國籍選定手續は一九三七年五月二十九日佛土交換公文に代り直ちに實施せらるべし。
- 五、シリヤ及びリバンに在る土國人、土國にあるシリヤ人及びリバン人は居住裁判權に付最惠國待遇を享受すべし。
- 六、一九二六年五月三十日の條約は將來土佛シリヤ間の條約に收むべし。
- 七、尤もリバンに付ては佛土間に別に協定すべく右等に關する交渉は至急開始すべし。
- 八、兩國政府は佛土間の居住條約締結の交渉を開始すべし。

九、國籍選定に關する議定書

本議定書は一九二六年五月三十日の條約第三條に依り國籍は選定し未だ住所を移さざる者に關するものにして一定の期間内に所定の手續を履行せざる時は選定せる國籍を喪失せしめんとするものなり。

第四編 米 洲

第一章 米國中選選舉

米國では十一月八日に州知事、上院議員(三分の一)、下院議員(全部)の選舉が行はれた。此の中間選舉はルーズヴェルト大統領の個人的人氣と、ニュー・デイルに對する輿論の動向を知るバロメーターとして注意を惹いた。改選せらるべき議員の數は上院三十四名、下院全部四百三十三名、州知事三十二名である。但しメイン州だけは既に九月選舉済みで、下院議員三名及び知事も共和黨が占めた。選舉の結果は左の通りで共和黨の進出が著しく、ルーズヴェルト大統領の人氣が下向したことを物語り、次回大統領選舉に對し共和黨は大なる希望を抱くに至つた。

上 院		下 院	
民主黨	(新) 六九	民主黨	(新) 二六一
共和黨	二三	共和黨	一六九
農勞黨	二	農勞黨	一
進歩黨	一	進歩黨	二
獨立黨	一		
		共和黨	(舊) 三三〇
		農勞黨	九〇
		進歩黨	五
		獨立黨	八

なほ州知事は改選三十二名の中民主黨十四名、共和黨十八名が當選した。州知事全部の黨派別は民主黨三十名、共和黨十八名合計四十八名である。

第二章 英米互惠通商協定の成立

第一節 總 論

一九三八年十一月十七日、豫て交渉中であつた英米互惠通商協定と、併せて新米加通商協定が、華府大統領官邸に於てルーズヴェルト大統領領立會の下に、ハル國務長官、英國代表リンゼー大使、加奈陀代表マッケンジー・キング首相によつて、夫れ／＼調印を了せられた。

抑もこの英米間に互惠通商協定締結の意思が存し、その交渉が開始せらるべき旨が兩國政府によつて初めて發表されたのは、丁度其の調印の日から滿一ヶ年前の一九三七年十一月十八日であつて、夫れ迄は兩國當局とも口を緘して多くを語らなかつたが、既にその以前二ヶ年に近い研究と、一ヶ年以上の期間に亘つて、兩國政府専門家の間に、細目に及ぶ意見の交換が行はれて來てゐたのである。即ち英米互惠通商協定は、その締結までには二ヶ年以上の歲月に亘る慎重な研究を重ねた上に、交渉開始正式發表後更に一ヶ年の日時を要した。即ち前記十一月十八日の

交渉開始發表に次いで一九三八年二月十九日、右に關する米國側の公聽會開催豫告があり、之に従つて六月十四日から利害關係者のパブリック・ヒヤリングを開始したのであるが、その後交渉は屢々難局に遭遇し、時に決裂をさへ傳へられつゝも、遂に前記の通りその調印妥結を見る事を得たのである。

本協定は、米國が其の所謂互惠通商協定プログラムに従つて、一九三四年夏以來各國と結んで來た十九箇の協定中、最もその妥結に力を注いだものであつて、正式交渉開始に先ち、米國務省によつて一九三八年二月八日（同二十四日追加）發表された可讓許品目、即ち同省ステートメントに所謂「讓許せらるべきものとして考慮に上し得べき品目」として學示せられたものが、品數にして千を超へた一事によつても、本協定の妥結に對して有つた同國の熱意を窺ふことが出来るだらう。

元來米國の關稅政策乃至貿易政策は極めて保護的色彩が濃い。現行ホーレー・スミット關稅法の關稅率が一般的に極めて高率であることは有名な事實だが、同法には更に幾多の保護的規定があり、別に同一目的の單行法、例へば一九二一年の不當廉賣法の如きが規立されて居るといつた有様で、同國々内産業は相當厚く保護されて居る。尤も通商上の保護的傾向は正に滔々として世界を風靡すると言つた状態で、獨り米國のみのことではないが、何分にも同國が世界通商上に占むる地位からして、その保護主義が影響を及ぼす範圍、度合は決して輕視し難く、同國の一九三〇年關稅改正以來の保護強化に對する各國の報復は、惹いて國際貸借の不均衡を激化し、その結果は世界不況の一原因を爲したと言つた責任をさへ問はれたのであるが、このことは勿論、米國貿易自體に關する限りに於ても、多くの面白からぬ結果を招いた。

然も先きのフーヴァー政府は不幸にして米國の繁榮は關稅障壁に依つて維持せらるべく、經濟不況は専ら金融操作によつて克服出來るといふ根本思想を有つてゐたから、之に對する何等の緩和策を講じなかつたのであるが、現ルーズヴェルト政府は、世界經濟の相關性について認識を更め、且つその國內經濟復興事業の達成に向つても、貿易振興を重要な政策上の一項目として採用したから、茲に從來の高關稅主義は、漸く方向轉換の態を示すに至つたのである。固より一方的關稅の引下丈けでは、諸外國の輸入制限措置に對する緩和を得ることが出來ないから、自國の關稅引下げを具として、相手國の關稅引下を圖る一面之れ等の國が行つて居る各種の通商制限措置を併せ緩和させようといふ政策、即ち所謂互惠通商政策の樹立と出發が爲されたのである。

即ち米國は一九三四年六月十二日大統領裁可の所謂互惠通商協定法に基き、同年八月玖馬との間に結んだ協定を最初に、引續き翌三五年中には伯刺西爾、白耳義、ハイチ、瑞典、コロムビア、加奈陀、ホンデユラス、和蘭との九箇、三六年中には瑞西、ニカラグア、グアテマラ、佛蘭西、芬蘭、コスタリカとの六箇の各協定締結に成功、三七年中にはサルヴァドルとの協定一箇を結び得たのみであつたが、一九三八年に入つてからは、同年八月迄にチエコ及びエクアドールとの間に協定妥結を見たのである。

以上最初のものから數へて十八箇の協定によつて、締約國は相互に稅率の引下、据置の協定を結び、又相手國が割當制を設け居る場合は米國品の割當量に付き協定を設け、相互に最惠國待遇の規定を設け、相互に協定品目に就ては禁止、割當其の他の量的制限を爲さざることを約する等、其他相互の利益に就て協定を遂げてゐるのであるが、その間米國が各相手國に與へた引下げ据置等の讓許は凡そ六〇〇項目足らず、夫れ等から得た讓許は一〇〇〇項目

を越えて居り、その結果が米國貿易好轉に寄與したことは、一九三〇年以來逐年減退した同國貿易が、三四年頃から再び増加に轉じたことによつても推すことが出來よう。勿論前の減退がその保護主義に對する報復からのみ起つたものでないと同様、後の再反撥が互惠協定締結の効果のみに歸すべきではないが、盛に協定の出來た一九三六年の米國輸出額をその前年に比すると、非協定國に對する分に於て四%の増加を示して居るのに對して協定國に對する分に於ては一四%を増して居り、輸入に於ては前者が一六%を増して居るのに對して後者は二二%増して居り、一九三七年の協定國に對する輸出は、對非協定國輸出が前年に比して更に三四%を増して居るのに對して四一%を増して居る。但し同年の輸入に就ては、互惠協定締結効果以外の原因の作用するものがあつて、非協定國からの輸入が前年に對比して四%増して居るのに對して、協定國からの輸入は一八%に止つた。兎も角もさうした具合で、互惠協定プログラムが米國貿易に及した好結果は、十分に認めなければならぬ。然し何人も想を米國外國貿易に於ける對英貿易の地位に致せば、之に觸れない限り、如何に幾つの國と互惠協定を結んでも、その完全な目的を遂げることが不可能だといふことが理解されるだらう。茲に英米互惠通商協定出現の必然性、少くとも米國の之れに對する強い經濟的希求が存在したのである。

第二節 英米通商關係

英國は米國の貿易に於て、輸出對手國としては常に五十對手國中の二位（一位加奈陀、一九三七年には、加奈陀と逆に一位を占めた）、輸入對手國としては三、四位を占めて居る。即ち米國の對英輸出價額は總輸出價額の一五・

六%、同輸入額は七・八%を占めて居るので、例へば一九三八年(一月—九月)の數字を以て言へば、同期間中の輸出總價額二、二九五、一九五千弗中對英輸出價額は三七八、二八八千弗、同輸入總價額一、四三四、二四七千弗中英國よりの輸入價額八一、七一一千弗を示して居る。以て米國對外貿易上に占むる英國の地位を窺ひ得ると思ふが、斯うしたことは英國側からも對米貿易に就て言ふことが出来るのであつて、抑も同國の貿易は常に(一)英帝國內貿易、(二)米國との貿易、而して(三)その他の諸國との貿易と三分して考へられる程で、米國は英國にとつて第一の供給國(同國全輸入價額の一〇乃至一一%を占む)である一方、その總輸出額の六%以上を購ふ重要市場でもある。尤も英國が多くの困難を忍んで本協定の成立に努力したのは、米國が同じ努力を主として經濟的理由から拂つたのに對して、之れは多く後に述べるやうに、政治的意圖から出たものであつた。

然し茲に問題なのは、米國と互惠協定を結ぶことによつて、之に一定の讓許を與へることは、英帝國ブロック主義の退却、換言すればオタワ・プリンシプルの修正を意味することである。之れは英國にとつて重大問題である。斯くて英國内に於ては早くから各方面に相當強い反對意見も行はれたのであつて、その全國製造業者協會並びに産業聯盟の意見は之が代表的なものであらうが、例へば後者が同國貿易長官に具申した意見の要旨は大體次の如きものであつた。

産業聯盟の意見

(一)現行關稅制度は英國商工政策の恒久的基礎なるを以て之が變改は國家經濟に重大なる打撃を招來すべく、従つて關稅の引下乃至据置を約するが如き協定は望まじからず。

(二)米國は英國と異り、その過剰生産の捌口を如何なる犠牲に於ても英國その他の歐洲市場に求めざる可からず、即ち本協定の

締結は米國を利すること多く、英國に利なし。

(三)協定による利益は最惠國約款によりて日獨諸國の均霑する所となるべし。

(四)英米貿易は米側に有利なる片貿易なるを以て、米側は之が調整の爲め先づ自ら其の禁止的高率關稅引下をなすを至當とす。英國の對米主要輸出品たる高級品に對する關稅引下を見るとき之が輸出増の見込少なし。

(五)英植民地に於て此の上米國品を好遇する能はず。

(六)米國よりの農産物輸入増は必然的に自治領よりの輸入減となり、其の結果(イ)英國は米國食糧品のダンピング市場となり、

(ロ)自治領は英米市場に於て之が代價を強要し、其の結果(ハ)オタワ其他の協定に依る英國特惠利益減殺の惧あり。

一方米國側に於ても、例へば其の纖維工業の如く、産業部面によつて不利を蒙る惧ある向きには、相當の反對意見が行はれ、斯く兩國側夫れ々の困難、利害を克服或は妥協せしめて、遂にその成立を見るまでには、既記の如く幾度かの危機をさへ傳へられたのであつた。

第三節 協定の内容

敘上のやうな経緯の結果成立した英米互惠通商協定は一九三九年一月一日發效、有効期間三ヶ年、以後六ヶ月の豫告期間を以て廢棄せらるべきものであるが、本協定は同時に調印された米加通商協定との聯關の下に、英、米、加三國間の通商關係を調整して居る點に特殊性を認めなければならぬ。

さて然らば本協定に於て、先づ米國が英國から得た讓許に就て觀るに、その主なものは、農産物即ち小麥、玉蜀

黍、米、燕麥の穀類、フィシユミール、蠟穀其他の飼料類、ハム、冷凍豚肉其他の肉類肉製品、生林檎、生梨、乾燥林檎其他の加工果物、グレープフルート、グレープジュース、オレンジジュース其他の罐詰果物で、其の他ラード、蜂蜜、アスパラガス・メイツ・トマト等の蔬菜罐詰等の食料品から、木材、紙類、機械及び電気機械類、事務用機械、工具、自動車、皮革、或種絹及び木棉衣服、ロージン、精製硫黄、カボンブラック其他の化学製品等に至る迄、品目にして二百項目を超える無税、税率引下げ或は据置等の譲許であるが、その上に諸屬領植民地から得た譲許も少くない。その中でも葉煙草に對して得た譲許は最も特筆すべきものであるが、其の他英屬領から得た譲許は主として果物、漁撈品、機械類に對するものゝ如くである。

之に對して米國が英國に與へた譲許は主として工業製品、即ち高級綿製品、麻製品、羊毛製品、皮革製品、金屬製品等を中心とし、その他陶磁器、硝子製品、塗料、油類、化学製品、ウイスキー類等で、尙其の他に極く限られた農産品即ちマーレード、ジャム類と、同じく水産物としては鮮類に譲許を與へて居るが、これ等税番を以つて數へて百八十を超える品物は全て米國がその供給を英國に仰いで居る特産品に限られて居る。

他方新米加協定によつて米國が加奈陀から得た譲許の主なもの、果物、野菜、漁獲品を含む食料品、煙草、紙類、或種木材製品、或種化学製品、塗料、陶器、硝子製品、金屬製品、電気器具、發動機、自動自轉車、航空機部分品、綿・絹・人絹製品及び其の他の纖維工業品、自動車であつて、之に對して加奈陀側が米國から得た譲許の重なるものは、魚類、馬鈴薯、木材、家畜、牛乳及び同製品、豚肉其他の肉製品、ウイスキー、鶏卵、小麦を除く穀類、顔料、紙類等で、從來必要であつた加奈陀木材の原産地標記を不要とし、又樅材等に對する割當を廢し、家畜

に對する割當を増大した。尙ほ棉花は英本國に於ても、加奈陀に於ても無税据置を得たが、加奈陀の場合は、更に之に對する三%の特別税が廢せられた。

尙ほ本協定に於て注意すべきことは、英國が從來の英帝國特惠政策から一步踏み出したことで、加奈陀が英國に於て享受して居た小麦一ブツシエルに付六仙の特惠の撤廢、生林檎、生梨、罐詰林檎、蜂蜜、木材、鮭、鬆皮に對する諸種の形の特惠の緩和を見た一方、英國品が加奈陀に於て享受し來つた化学藥品、鐵、銅、デイズル・エンヂン、自動自轉車、漁具、航空機部分品等に關する特惠が廢止され、尙ほ加奈陀が米國に對して引下を約した前記商品等を主とする二八三品目に對して現在まで賦課され來つて居るエクサイスタックスの速かなる廢止が約束せられたのである。

加奈陀以外、本協定適用地域たる諸英領植民地に於ける特惠に就ても、そのマーチンの多くが据置を約され、また大巾の引下げを見たものも少くないのである。

英米兩國が共に世界貿易の指導的地位に在ることは言を俟たぬところで、兩國の輸入は豫てから世界總輸入の凡そ二八%、その輸出は世界總輸出の凡そ二五%を占めて居るが、本協定の適用範圍は、一方に於て米全土に及ぶものである他方、英本國以外に、北部愛蘭、ニューファンドランド及び加奈陀、濠洲、ニュージールランド、南阿聯邦、印度、愛蘭、ビルマ、南ローデシアを除く各屬領植民地に及ぶもので、然も米國互惠政策の特征的建前から、英米加の國々から最惠國待遇を享けて居る諸國は無條件で本協定による利益に均霑することが出来る、即ち本協定は米英加間及び加奈陀と其の他の英領諸國との間の特惠協定事項を除き、税率のみならず、輸出入の制限、禁止、輸入割當

等を含む廣汎な事項に對して無條件均霑を許與してゐるのであるから、その影響するところは極めて大であると言はなければならない。尤も從來から米國が諸國と結び來つた互惠協定に於て、他國に與へた讓許の大部分は、自然に、或は技術的に出來得る限り特産品の性質を帯びた商品に限られて居り、殊に本協定に於ては第三國の均霑、殊に明かに本邦品の均霑に對して極めて神經質な警戒をして居る事は否み難い事實で、その第三國が本協定の廣す均霑により漁夫の利を占め協定國の利益を阻害するが如き場合には之を修正又は廢棄し得る條項(所謂Third Nation Clause)の存在するものも、必しも本協定を以て嚆矢とするものでないが、またその一の顯れと言つて可い。少くとも既記の讓許品目を觀ても、それ等が巧みに特産品の品目を選んで居ることを認め得るであらう。從て米國の互惠政策なるものは、事實に於ては必しもその標榜するが如き自由貿易復歸の運動に非ずして、寧ろ實際的には一種の求償主義的政策であり、反つて世界貿易のブロック化を一層助長するものであると言ふ批評も行はれて居るのであつて、この見方はまた確かに一つの見方であることを否み難いが、然も猶、本協定が二大世界貿易指導國の關稅障壁に相當な割れ目を作つたことは事實で、何といつても國際經濟上近來のビツク・イヴェントたることを失はぬ。

第四節 協定の政治的意義

加之茲に問題なのは本協定の政治的影響である。即ち刻下の如き國際情勢の下に於て、所謂二大民主國の間に結ばれた上記のやうな經濟的聯契が何等かの意味、程度に於て獨裁國ブロックに對する政治的效果を伴はぬことはない。殊に英國側に於ては、本協定に當つて、オタワ・プリンシプルの修正といふが如き、可成り大きな經濟的犠牲

を忍んでまでもその妥結に努力したのは、その政治的效果を目しての事であつた。

日頃から獨裁國の進出に對して、民主國の團結を主張し來つた紐育タイムス(一九三八年十一月十八日號)は、英米互惠通商協定の締結はフアシズム及びコムミュニズムの蠶食的危險に對して、民主々義三國の結合を更に一層緊密に爲すべきを説き、更に同紙はその十二月二十三日號に於て英國方面の輿論動向を報ずるに當つて、「當初米國々務省原案の通り進捗せしに於ては、本件は支那事變……獨裁國家經濟等々の政治問題と何等關係なかりしことは勿論なるが、今日歐洲民主々義國は本協定交渉に異常なる望を囑し、之によりて國際通商を恢復し、以て政治獨裁が經濟獨裁に迄進せんとする壓力を抑制せんと企圖しつゝあり、此際もし本協定の不成立に終るが如きことあらんか、其の政治的影響は極めて大なるべし」と述べて居る。

本協定成立翌日の倫敦各紙が筆を揃へてその政治的意義を高調したことは、寧ろ當然のことであるが、米國に於てもワシントン・スタアは亦、本協定が實質的には英、米、加三國間の經濟同盟なる旨を述べて居るが、然もこの同盟は攻撃的なものに非ずして、防禦的且つ平和的なものであつて、其の最大効果は英國の保護政策の緩和が、從來互惠通商主義とバーター主義との間に挟まれて居た諸國に對して與ふべき影響であると論斷してゐる。

就中斯うした一般論調の裡に在つて、紐育タイムス(一九三八年十一月十八日)の社説が、二大民主主義國の強力結合を主張し、「過去米國によりて結ばれた十八箇の協定中に全體主義國との協定皆無なる事實は單なる暗合に非ずして、自由主義經濟より離れたる全體主義國家の經濟機構と民主々義の夫れとが全く相容れざることを示す」と述べつゝも一方「米國は世界に廣大なる自由貿易地域を確立し、國際法及び人類の尊嚴を尊重する國々に對して

經濟的援助の手を差延べんとするものであつて、之によつて全體主義國家の人民も、この自由主義經濟機構に來り投ぜんことを期待する「旨を述べてゐるのは、本協定に對して一般的に附與せられた所謂政治的意義を肯定するものである。

第三章 墨國石油問題

第一節 經過概要

メキシコ大統領カルデナスは一九三八年三月十八日夜突如ラヂオ放送に依り、同國石油業の九割五分を占むる英米系十七石油會社の財産を收用することを宣言したが、その經過概要は左の要りである。

カルデナス大統領が右宣言を爲すに至つたのは、メキシコに於ける石油會社所屬労働者のストライキに端を發するものである。メキシコに於けるアギラ(ロイヤル・ダツチ)、ウワステカ(スタンダード・オイル)及びシンクレア各石油會社所屬労働者一萬八千人は、一九三六年十一月二十七日以來會社に對し、労働條件改善に關する交渉を續けて來たが、其の決裂の結果一九三七年五月二十八日よりストライキを斷行した。

會社側の語るところに依れば、労働者側の要求は途方もなきもので、例へば當時四ペソ餘の最低労働賃銀を八ペソ六八に値上げすること、毎年六十日間の休暇を與へ、會社の費用を以て一等船客として海外旅行を爲さしむること、

油田地帯に多數のゴルフコースを設け、ゴルフ道具は會社より支給すること等を要求し居り、會社側は賃銀を現在の四千一百萬ペソより四千七百萬ペソに迄増加すべき旨提議したるに對し、労働者側は之を拒否し罷業斷行を通告するに至れるものなりと云ふ。

然るに墨國政府は之に干渉を爲し、其の結果労働組合側は一九三七年六月九日罷業を打切り、爭議を聯邦労働仲裁委員會に附託することゝなつた。

茲に於て聯邦労働仲裁委員會は、會社が労働組合の要求する増給案を容認し得る經濟状態にありや否やを調査することとし、調査委員として大藏次官エフレイン・フエンロストロ、經濟次官マリانو・モクテスマ、大藏技師シルバ・ヘルソグ教授の三名を任命し、三十日の期間内に報告書を提出すべき旨を命じた。

調査委員の報告は同年八月三日聯邦労働仲裁委員會に提出せられたが、其の内容は非常に労働者側に有利のものであつた。仲裁委員會は之を受領するや、直ちに會社側及び労働組合側に移牒して、異議申立は七十二時間内に爲さるべきことを通達し、會社側及び労働組合側は夫々異議の申立を行つた。

仲裁委員會は前記報告書を基礎とし、兩當事者の代表を交へ、八月二十七日より審議を開始し、九月二十日終了したが、審議中終始労働者側を庇護する態度を採り、會社側提出の證據は殆ど採用されず、労働者側提出のものを承認したる結果となつた。

仲裁委員會は前記の如く一九三七年九月二十日を以て審議を終了したが、事件の重大性に鑑み慎重の態度を持したるものゝ如く、同年十二月十九日に至り判決を與へた。其の内容は大體調査委員會の報告通りで、労働者側の完全

なる勝利に歸し、會社側は貸銀五割の増額を爲さざるべからざるに至つた。

會社側は聯邦労働仲裁委員會の判決に對し大審院に、墨國憲法の所謂アンパロ規定に基いて、審議を願出たので、大審院は一九三八年一月初旬以來審理中であつたが、三月一日右願出却下を宣言し、茲に仲裁々判決の効力は確定するに至つた。

茲に於て會社側は三月二日右判決は實行不可能なる旨を聲明したが、若し判決の執行を斷行せんとせば、會社側は事業の引揚げ又は中止を斷行するに至るべしとて、墨國經濟界に動搖を來し、資本の流出著しく銀行預金の引出しが増加した。

かゝる際カルデナス大統領は、冒頭記載の如く、三月十八日夜ラヂオ放送に依り、突然英米系十七石油會社の財産收用を宣言した。尙ほ同大統領は右放送に於て、特にこれら英米系石油會社が、過去に於て其の財力を利用し革命軍を援助する等、墨國內政に干渉せる罪惡を列擧し、獨立自主の國民經濟確立を目的とする今回の政府の處置に對し、全國民の充分なる精神的及び物質的援助を求めた。

翌三月十九日附政府の公表に依れば、右收用は收用法に基く大統領令に依るもので、十年の期限を以て現金にて賠償すべきも、賠償金額は未定なりと云ふ。

會社側その他一般は、仲裁々判に對する會社側の不服従に對し、恐らく墨國政府は監督官を派して會社の収入状態を調査せしめ、労働賃銀仕拂上に會計監督を爲さしむるの舉に出づべしと豫期し居りたるに、意外にも前記の如き斷乎たる處置に出でたるため驚倒狼狽の態であつた。

收用令は三月十九日より實施せられ、收用石油企業の經營管理のために、石油企業管理會が設置せられた。右は大藏、經濟兩省及び石油従業員組合の参加に依り組織せらるゝものである。之と同時に労働監督官は各會社の金庫を差押へた。

三月二十六日カルデナス大統領は石油公債法案を臨時議會に提出すること及び米國政府が墨國産銀の買入を四月以後停止する旨を公表したから、これより生ずる悪影響を少からしむるため、政府は世界市場に販路を求むる用意ありと述べた。石油公債法案は金額一億ペソ、十年据置、次の十年間の償還、四分利附である。

第二節 裏面の事情

抑も今回の石油收用は、英米資本主義國に對する植民地的國家たる墨國の經濟的獨立運動と見るべきものである。墨國は鑛業資源の豊富なるを以て有名な國であるが、その九十パーセントは外國投資によつて占められてゐる。石油業に於ても今回收用された十七英米會社の投資は墨國石油業に對する全投資の九十五パーセントを占めると言はれる。右に關する墨國經濟省の一九三六年の發表は左の數字を示してゐる。

米 投 資	五一一、三三三、二〇〇	五二	%
英 投 資	四〇八、〇八三、一六二	四一	
墨 投 資	四九、一六六、六四六	五	
其 他	一四、七四九、九九四	一・五	

右の如き状態で墨國労働階級は西班牙の屬領たりし時代より、外國資本家、地主、官吏、僧侶のために壓迫を蒙り、搾取の目的となつてゐた。それ故に墨國に於ては屢々革命が繰返されたが、その指導精神は常に労働細民大衆の資本主義よりの解放と甦生にあつた。而して墨國に於ける労働の闘争は墨國民衆對外國資本家の闘争であり、労働運動は即ち排外運動であつた。之は墨國に於ける革命運動及び労働運動の特質であり、今回の石油没収も右の意味に於ける民族運動の一表現であると見られる。

墨國に於ける労働組合は右の如き關係から常に排外運動の策源地であり、労働争議は排外運動と結び付いて悪性を帯び、解決困難の同盟罷業が頻繁に發生した。

今回の石油労働争議も最初よりメキシコ労働聯盟に指導されたが、カルデナス大統領が斷乎として收用の宣言を爲すに至つたのは、その背後に排英米熱に燃えたる百萬の労働者を有するがため、メキシコ労働聯盟書記長ロンバルド・トレダーノの献策に基くものと噂された。

カルデナス大統領は既往數百年に亘り資本家の犠牲たりし無産労働大衆の解放と甦生を理想とし、敢然起つて初一念を斷行しつゝあるもので、國民の大部分を構成する無産階級は大統領を欣仰し、全幅の聲援を捧げつゝあるもので、今回の收用宣言に對し墨國民衆は滿腔の賛意を表し、三月二十二、三の兩日の如き二十萬の群衆が政廳前に集り、大示威運動を行ひ、大統領の大膽なる措置を絶讃した。又五月一日のメーデーには各労働組合は勿論、官吏その他凡ゆる勤勞者を總動員し、大統領支持の示威運動が行はれ、前記トレダーノは一躍英雄として仰がれるに至つた。

尙ほ國際關係に於てカルデナス大統領は收用宣言斷行に當り、モンロー主義及び米國ルーズヴェルト大統領の善隣政策を考慮に容れたことと察せられる。墨國が如何に英國政府を怒らせても、モンロー主義は墨國を擁護し、英國は墨國に對し武力を用ゐることは絶対にあり得ないと云ひ得る。他方ルーズヴェルトは善隣政策を唱へ、中南米諸國の懷柔に努めて居り、今更經濟問題のため武力を行使することも困難な破目にあるので、此弱點を利用したものと思はれる。ルーズヴェルト大統領は善隣政策として從來「友好國に在留する米國人は在留國の法律に服従すべく、在留國の法令適用の結果に付ては米國政府は干與するの限りにあらず、若し某國に於けるが如く米國人の權益が没收せらるゝが如き場合には適當なる賠償を受くるため努力すべし」と高唱して居るのである。

第三節 英米の抗議

カルデナス大統領の英米系石油會社財産收用の宣言が發せらるゝや、英米は直ちに抗議を行つたが、米國の採りたる態度は「墨國が主權の發動として收用權を行使することを否認するにあらざるも、それは完全なる賠償を條件とする。賠償の支拂ひ不満足なる時は後に石油會社の返還を要求する權利を留保する」と言ふにあつた。

英國の態度は一層峻嚴で、四月十一日附第一回抗議の要旨は左の通りである。

(イ)墨國が公益のため賠償を拂つて收用する權利を有するや否やは問題とせず。

(ロ)労働仲裁々判及び大審院の判決は事實審理に於て故意の取捨選擇ありて正當ならず。

(ハ)墨國政府の目的が判決の執行及び労働者の公平待遇にあるならば、今回の收用は行過ぎて居る。

(ニ) 收用を必要とする所謂「公益」とは如何なるものなりや、墨國政府は説明せず、又斯の如きもの存すると考へられず。
 (ホ) 收用の眞の動機は油田の永久的支配權を得んとするものにして、合法の假面を被る沒收に等しく、正義の否認、國際法の違反なり。

(ハ) 石油會社財産の返還が唯一の解決方法である。

右英國の抗議に對し墨國政府は四月十二日「收用せられた石油會社は皆墨國の法律に依り成立せる墨國會社であるから、墨國政府が如何に之を處分するも外國は干渉するを得ざる」旨回答したが、之に對し英國は四月二十日附第二回抗議に於て「英國は石油會社自體の爲めに干渉するにあらずして、過半数の株主たる英國民の爲めに之を爲すなり」と述べ、更に五月十一日附第三回抗議に於て「墨國は革命損害賠償金第三期分三十七萬餘ペソさへ滞納して支拂ひ得ざるほど窮乏せる財政状態にあり乍ら、完全なる支拂ひを絶對條件とする收用を行ふが如きは言語道斷なり」ときめつけた。

茲に於て墨國政府は大いに憤慨して五月十三日「國內財政問題まで云々する英國の非友誼的態度は墨國の耐へ得ざる所なり」とて外交關係の斷絶を墨國駐劄英國公使に公文を以て申渡し、英墨關係は茲に喧嘩別れの状態となつた。モンロー主義を楯にとる墨國が英國をなめて居ることが知れる。

在英國墨國公使は五月十四日英國外務省に引揚を通告し、在墨國英國公使も同日本國より引揚命令を受けた旨聲明した。英國政府ではカルデナス大統領の措置を以て英國の權益を侵害すると共に過去數世紀に亘り未だ外國より積極的に外交關係の斷絶を受けたことなき英國の名譽ある歴史を汚すものとして痛く憤慨した。

米國政府の當初の態度は前記の通りで英國の態度に比し穩健であつたが、七月二十一日に至り國務省は駐米墨國大使にノートを手交し強硬の態度を示した。墨國政府は不意を喰つた形で驚愕した。ノート自體は一九二七年以來の米人土地收用に關するものであるが、問題の性質が石油收用と同一なるため、墨國に於ては實際上之を石油收用に對する抗議と認めた。

米國抗議の要點は左の通りである。

- (イ) 收用は政府の自由であるが、賠償の責任は之に依り自動的に發生する。
- (ロ) 賠償を伴はざる收用は沒收である。將來賠償の意志ありと云ふだけでは沒收たるに變りがない。
- (ハ) 善隣主義は片務的にあらず、常に双務的である。
- (ニ) 米國政府は一九二九年一月五日ワシントンに於て署名されたる一般仲裁條約に従ひ、土地收用問題を仲裁に附することを提議する。

右に對し墨國政府は八月三日附を以て左記要旨の回答を在墨米國大使に手交した。

- (イ) 國際法の理論に於ても、慣行に於ても、收用に對し、即時賠償は勿論、長期賠償をも義務なりとする原則はない。
- (ロ) 一九〇二年メキシコに於て開催せられたる第二回汎米會議のフォーミユラ及び第七回汎米會議に於て署名されたる條約第九條は「國民と在留外國人とは法律及び政府より平等の保護を受くべきこと及び外國人は國民の享有せざる特權を要求するを得ず」と規定して居る。墨國政府の今日の財政状態にては自國民に對しても即時賠償は不可能であるから、米國が米國人農業者に對し即時賠償を要求するのは特惠待遇を要求するものである。
- (ハ) 賠償條件は墨國自ら決定すべきものであるから、之を國際裁判所その他外部より強制するは墨國經濟自主權の干犯であり、

主權の侵害である。

(三) 墨國は收用財産の價格及び賠償方法を短期間に商議するため、米墨各一名宛代表者を指名することを提議する。以上を於て見る如く、英國は最大限度の要求として、石油財産の返還を求め、米國は即時賠償を主張して居るのである。

其の後八月二十五日米國政府は米人所有農場收用問題に關し重ねてメキシコ政府に通牒を發し、問題を仲裁々判にすること及びメキシコ提案の混合委員會任命を申込んだ。其の要旨は左の通りである。

米國政府はメキシコ政府が米國人所有の土地を適正且迅速有効な代價の支拂をなさずして引續き收用する事を中止するやう重ねて要請する。米國政府はもし全般的に行はれるならば、全世界を通じ各國民の權益を著しく危殆ならしめる如き政策及び事例の遂行をメキシコ政府が中止せられん事を衷心要請する。而して米國政府は問題の解決のため左の二方法を提案するものである。

一、見解の相違の點は仲裁裁判に附する。
 一、收用された土地の價格決定のため、アメリカ人及びメキシコ人各一名宛よりなる委員會を任命し、その決定に基きメキシコ政府は月賦を以て支拂をなす。

米國政府は遺憾乍ら意見の相意點を外交交渉によつて調整することは不可能との結論に達したことを言明するを必要と思惟するものである。

九月四日、國務省は、メキシコ政府はハル長官の提案に對し、混合委員會の設置には同意したが、その他の提案には不同意の旨を發表した。

第四節 經濟上の壓迫

墨國の石油財産收用に對する英米の壓迫手段として、米國の墨銀不買及び英國の墨油不買が實行された。

米國財務長官モルゲンソウは三月二十七日墨銀不買を宣言した。從來米國は米墨銀協定に依り毎月五百萬オンスの銀をニューヨーク時價にて墨國より買上居たるものであるが、之が停止は墨國に對し財政上相當の苦痛を與へたことは云ふまでもない。

英國は墨國産油不買を決し、英國政府は議會の答辯に於てバトラー外務次官から其の旨を明かにした。米國は暗黙に之に追隨し居る如くである。英米の統制下にあるタンカーは全世界タンカーの八十五パーセントに上ると云はれるから、英米に依る不買は充分の利きめがあると思はれる。

其の後墨國の石油生産額は大いに減少し、失業者は増加し、勞働所得激減したため、勞働者間に不滿を生じたので、カルデナス大統領は勞働者の慰撫を主たる目的として、六月中石油地帯を旅行したと報ぜられた。又五月中、セデイヨ將軍の反亂が幾分擴大を懸念せられたるは、右勞働者の生活状態の悪化が原因であると云はれた。

第四章 伯國新移民法の制定

(一) 前憲法下の移民法

伯國前憲法（一九三四年七月十六日制定）中の移民條項實施のため移民法の制定を必要とするので、政府は委員をして一案を起草せしめ、聯邦議會に提出したが、その審議著しく遷延し、同憲法發布後二年有半を経るも尙ほ成立を見るに至らず、結局之を一九三七年に持越すこととなつた顛末は「昭和十一年の國際情勢」第三編第六章に記述せる通りである。

一九三七年一月、下院憲法司法委員會の移民法案報告委員トウビン代議士は、その時まで逡巡を受けた諸案を參酌して、一の代案を作成したけれども、之を本會議に於て討論する運びには至らなかつた。他方議會の内外に於て、宜しく憲法中の移民條項を修正して、その制限を緩和すべしとの説も可なり唱道せられ、サンパウロ州選出上院議員アルカンタラ・マシヤドから、移民條項其他に關する憲法修正案が、今にも提出されるかの如く傳へられた。けれども其の後伯國政界の雲行は、大統領選舉問題を繞つて頗る險惡となり、議會に於ける移民法案審議の如きも殆ど全く閉却され、全く停頓状態に陥つてゐた矢先、突如同年十一月十日のクーデター起り（「昭和十二年の國際情勢」參照）、難産を極めた移民法は、該變革に因る議會の解散及び前憲法の廢止に伴ひ、遂に制定を見るに至らず閣から閣に葬られて了つた。

(二) 新憲法の移民制限條項

ヴァルガス大統領は、前憲法の制定に際し、移民制限條項を之に挿入することに不賛成であつた。従つて其の制定の翌年（一九三五年）五月三日の對議會教書中に、サンパウロ州に於ける勞力の大缺乏に鑑み、憲法中の移民條項

を修補するの要ある旨示唆した程であつた。またサンパウロ州内に於ては勿論、他の諸州に於ても、斯かる窮屈なる移民制限を憲法中に規定した結果は、國の經濟的發展に種々の不便利を蒙らしめて居るから、一日も早く之を撤廢若くは緩和せざるべからずとの議論が相當有力に行はれてゐたのである。然し憲法制定議會に於て多數の議員により制定された前憲法中に、大統領の意に適せざる幾多の條項ありしことは、事情已むを得ざる所であつたと言へるが、十一月十日の新憲法は、大統領が極めて少數（事實上の起草者は唯一人であつたといふ）の自己腹心の者をして起草せしめた、言はゞ手製の憲法であるから、移民制限條項の如きも、若し大統領に於て之を撤廢若くは改善せんと欲すれば、しか爲す上に何等の困難もなかつたと推測し得られる。然かも新憲法第五十一條は、字句の上こそ若干の修正が施され稍々簡潔なるものとなりたれ、實質に於ては前憲法と何等異なる所なき二分制限條項を其のまゝ踏襲せるものである。殊に過去三年有餘の經驗により、前憲法當該條文中の「國內に定著したる當該國人」なる語は「入國したる當該國人」と改むべきであつたに拘らず、これ亦その儘となつて居るのは頗る奇異である。

新憲法第五十一條は左の通りである。

國の領土内に於ける移民の入國、分配及び定着は法律の定むる要求及び條件に従ふべし、但し各國の移民流入は最近五十年間にブラジル國內に定着したる當該國人の總數に對し毎年其の百分の二の限度を超ゆることを得ず。

そして今度は此の新憲法の規定に基き、外國移民の入國、分配及び定着に關する法律を新に制定すべき必要が生じたのである。

(三) 新憲法に基く移民法の制定

新憲法は追て定めらるべき方法を以て、之を國民投票に付し、その確定を俟つて憲法の規定に依る國會が召集せらるべく、それまでは大統領が立法權をも併せ行ふ事になつて居る(憲法第八十條)。然るに此の國民投票に就ては、新憲法發布後一年數箇月を経てもまだ之を行ふ方法すら定められてゐない。

移民法の制定は當然大統領の行ふべき所であつた。仍て大統領は其の第一歩として、先づ一九三八年一月中旬外務、労働、内務、農務四省の代表者より成る一委員會を任命し、後に警視廳の代表者をも加へ、移民法案作成の任に當らしめた。そして同委員會は其の起草した法案を三月三日大統領に提出し、爾後公布に至るまでの中間二箇月に亘り、大統領および主務閣員の手許に於て、相當の検討が行はれ、五月四日附法律令第四百六號外國人入國法として公布(六日官報掲載)された。

新法を移民法と呼ばず外國人入國法と命名したのは、單に謂ふ所の移民のみならず、觀光客、通過旅行者、科學者、教授、文藝家、外國商會の代表者、事業上の用務にて渡來する者、運動競技者等に至るまで、一切の外國人の入國を規律する法律なるが故である。

新法の内容を檢するに「外國人の入國」と題する第一章中には、入國を許さざる外國人を列擧し(第一條)、政府は移民審議會に諮り、經濟的又は社會的理由により、或る人種又は種族に屬する者の入國を限定若くは停止するの權利を留保すと規定(第二條)せる外、外國人の入國を許可する海港および地點(第九條)などが定めてある。第二章「外國人の類別」に於ては、その入國の目的が永久的であるか若くは一時的であるかに従ひ、外國人を二

類に別け(第十條)、六箇月以上滞在せんとする者を永久的性質の渡來者と認める(第十一條)。次に第十二條に一時的性質の渡來者を列擧し、此等一時的性質の渡來者は、法規の定むる要件を充すに於ては、永久的渡來者に類別變更を爲すことが出来る(同條屬項)。なほ通過外國人は、其の目的國の領事官の認證ある旅券にブラジル領事官の査證を受け來るときは、三十日以内國內に滞在することが許される(第十三條)旨規定してある。

第三章「入國割當數」中第十四條に「永久的性質にて入國を許可せらるる一國籍毎の外國人の數は一八八四年一月一日より一九三三年十二月三十一日に至る期間に同一性質にてブラジル國に入國したる同國籍の外國人數に對し毎年その百分の二の限度を超えざるものとす」と定めた。これは誠に不都合の條文である。上掲一九三七年十一月十日の憲法第五十一條には「最近五十年」と明記してあるが、新入國法に依り五十年の計算が、三年の繰上げとなつたため、他の外國には影響少なりしも、我國には影響多く、一九三四、五、六年の入國數合計三萬四千八百四十七人の二分即ち六百九十七人を、毎年の入國割當數から減殺されるの不利を蒙つた。

次に一九一四年一月一日以後に成立した國家の人民に就ては、その國家存在前の期間に對し、割當數歩合増の規定を設けたるも、日本が未だブラジルへ移民を發送するに至らざりし一八八四乃至一九〇七年の二十四年間に對しては、割當増加に關する何等の考慮も加へて無い。

割當數三千人に達せざる國に對しては、移民審議會は、これを三千人まで引上げることが出来る(同條屬項第五)。各割當數の八割は農業者若くは農村生産業の技術者たるを要し(第十六條)、この優先權を利用して入國した者は、上陸後四年間は、移民審議會の認許を得た場合の外、その職業から離れることは出来ない(第十七條)。また

移植民審議會は、國の經濟的必要に適すと認めたる時は、一國が其の割當數を滿たし得ざりし殘數を、既に割當數を滿たした別國人の入國に充當することが出来る（第十八條）といふ所謂割當融通規定があるけれども、此の規定が果して日本のために適用されるかどうかは未知數である。

第四章「双務協定」第十九條に於ては、「聯邦は國內に農業労働者を誘致定着せしむる目的を以て移植民の双務協定を締結すべし」と定め、第五章「取締」には、旅客の検査及び上陸のために衛生、移民、警察の各官憲が行ふべき船内臨検、上陸差止、出發港までの送還等につき規定し、第六章「個人鑑識及登録」には、外國人が入國後直ちに履行すべき此等の手續に關する規定がある。第七章には入國したる外國人農業者若しくは農村生産業技術者の「宿泊及び目的地への輸送」に關する三箇條の規定がある。

第八章「集中及び同化」には、外國人にとり相當厄介な規定を含むて居る。先づ凡て移住地又は植民地は、一國籍限りの外國人を以て構成せしめずとの原則を定め（第三十九條）、次いで各移住地に於ては其の人口の少くとも三割はブラジル人たるべく、また外國人は一國籍につき多くも二割五分を超えてはならぬ（第四十條屬項第一）との制限を設け、また之等移住地若しくは植民地に於ける學校教員は、必ず生來のブラジル人たるを要す（第四十一條）、なほ移住地、植民地の名稱は素より、その内に在る商店、工場又は團體の名稱にも、外國語の使用を許さぬ（第四十二條）との規定がある。

第九章は「歸來査證」、第十章は「團體移民の許可」、第十一章は「船會社」、第十二章は「船會社代理店及び職業紹介業者の取締」、第十三章は「罰則」、第十四章は「移民印紙」、第十五章は「移植民審議會」に關する規定である。

移植民審議會は大統領の任命する審議員七名を以て組織し（第八十一條）、その任務としては第八十四條に五項目が掲げてある。

第十六章「一般及び經過規定」中には、國內の總ての農村學校に於ては、各科目の教授はポルトガル語を以て之を行ふべし（第九十三條）、その教員は常に生來のブラジル人たるべし（屬項第一）、十四歳未満の者に外國語を教授することを得ず（屬項第二）、初等教育用の書籍は必ずポルトガル語を以て著述すべし（屬項第三）、農村地帯に於ては移植民審議會の許可なくして外國語の書籍、雜誌若しくは新聞を發行することを許さず（第九十四條）等のやかましい規定があり、本法全體を通じて、前憲法および新憲法中に然るが如く、國民主義的色彩が頗る濃厚であることが看取される。

（四）施行細則の制定

上述せる如く、新憲法中の規定に基き制定された新移民法即ち外國人入國法は、その第九十條（一部改正の結果第九十八條となる）に於て、「政府は六十日以内に本法の實施に必要な細則を發布すべし」と命じた。

そして外國人入國法制定後六十日以内といへば、七月三日以前たるべきであるけれども、實際施行細則の發せられた日附は八月二十日で、所定期日より四十八日遅れ、それが大統領令第三〇一〇號として、官報に公布されたのは八月二十二日であつた。

この細則は二百八十六箇條より成り、且つ隨所にパラグラフ（屬項）を含むて居るから、それ等を各一箇條として計算すれば、無慮四百八十六箇條となり、如何に綿密なものであるかと推測される。

(五) 入國割當數と蘇聯邦人

細則第九條を以て採用した別表第一號の入國割當數國別表は、アルファベット順に五十一箇國を列挙せるも、ソヴィエト聯邦は之を除き、同國人は一人も入國出來ざることとなつて居る。元來同國人は一九三五年に終る五十年間に十萬有餘の移民を入國させて居り、一九三五、六、七年の移民入國割當數暫定に於て、夫々二千一百四、五十名を割當てられてゐた。しかし一九三七年中ブラジル國が、防共政策を執つた結果、この舉に出でたものといふべく、法律的には外國人入國法中の既掲第二條に據つたものである。同條中に「或る人種又はオリジン」なる語が使用しある外、同法第四十條中に「ブラジル國民の人種的又は社會的合成に反するときは云々、また細則第一條中に「ブラジルの人種的構成」、第四條屬項第一に「國民の人種的、社會的、經濟的及び精神的保全」、第六十五條に「人種的同化」、第六十五項屬項第二に再び「ブラジル國民の人種的、社會的合成に背反して云々」なる字句を繰返し、移植民審議會の管掌事務を規定せる第二百二十六條中に「移民の精選、人種的及び社會的人類學、人種生物學及び優生學に關する問題を研究すること」の一項目が掲げてあり、新移民法令は表面上何等差別待遇を規定し居らざること勿論ながら、人種又はオリジン等によつて、好ましき外國人と好まじからざる外國人とを區別し、好まじからざる國人の入國は成るべく之を制限し、場合に依つては之を禁止する意向であることが推察される。

(六) 外國人入國法及び細則の實施

外國人入國法には其の實施期が明示してないが、細則の方は第二百八十二條に於て、官報を以て公布後百二十日を経て實施せらると明記してあるから、一九三八年十二月二十日以後實施となつたものと認められる。なほ、此の

百二十日間は、在外ブラジル領事官は、第二百八十條に従ひ、「一時的性質にてブラジルに入國せんとする外國人の旅券に限り査證」が出來たのであるから、同期間中、外國移民の入國は一時差止めとなつてゐた譯である。

尙新法令に於ては、ブラジル政府は、人種的にも優生學的にも職業的にも將又思想的にも、十分に外國移民を精選し、良質の農業家族移民を可及的多く入國せしめ、また入國後に於ける其の配送、同化促進等につき、幾多の規定を設くる外、一般在留外國人の取締を嚴重にした。また外國に於ける移民の選擇は、主として之を在外領事官の責任とし、従つて此等領事官の査證済旅券及び書類の所持人は、入國條件を具備すと認められる事になつたが、その代りブラジル入國の資格ある者として、領事官の査證を取附けることが甚しく面倒となつた。殊に團體許可を得て農業移民を誘入する場合、その家族構成は舊法に據れば十二歳以上六十歳未満の勞働適者二名で足りしものが、新法令に於ては、五十歳未満十八歳以上の勞働適者三名を要することに改められ、有資格者の範圍が大に縮小された等、入國は従前に比し一層困難となつた感がある。従つて若し斯かる煩瑣なる新法令の規定全部が、文字通り勵行されるものとすれば、外國移民誘入獎勵の目的は達せられざるのみか、却つて其の入國數が今後著しく減少するの結果を齎すであらう。

第五章 チヤコ紛争の解決

ボリヴィア、パラグアイ間に、多年紛争を続けたチャコ問題に就ては「昭和十年の國際情勢」第三編第五章に詳細記載したが、其の後兩國が一九三五年六月十二日の議定書を破棄し、再び武力抗争に出でんとする形勢となつたので、調停六國は更に調停に乗出し、和平交渉の結果、兩國は遂に國境紛争の解決をアルゼンチン、チリ、アメリカ、ブラジル、ベルギー及びウルグアイ六國大統領を仲裁者とする仲裁者判に依り決定することに同意し、七月二十一日ブエノスアイレスに於て兩國間に「和平、友好及び境界條約」の調印を見た。右條約は八月十日パラグアイに依り人民投票の結果、一一三、三〇九票對一一、八二五票を以て批准せられ、ボリヴィアに於ても同日ボリヴィア議會の決議（二〇二對九）に依り批准された。條約の全文は左の通りである。

ボリヴィア、パラグアイ間平和、友好及び境界條約

ボリヴィア共和國及パラグアイ共和國は、平和を終局的に固め、チャコ紛争の原因となれる争議を終結せしめ、將來の紛争を避くる希望を以て、且つアメリカの國際社會に屬する國家間には、如何なる紛争も相互的了解と善意の精神によつて審議され解決されるべく、意見の相違によつて破壊されるべからざる親善關係の歴史的紐帶が存在するの事實を意識し、兩當事國が一九三五年六月十二日の平和議定書及び一九三六年一月二十一日の議定書に於て受諾せる平和を最後のに定結すべしとの約束に基づき、兩國代表者は調停六ヶ國政府の保護と道徳的保障の下に、以下の最後の平和、友好及び境界條約を締結する事に同意したり。

第一條 ボリヴィア共和國、パラグアイ共和國の平和は回復せられたるものとす。

第二條 ボリヴィア共和國及びパラグアイ共和國間のチャコ地方の分割線は、アルゼンチン共和國大統領、チリ共和國大統領、アメリカ合衆國大統領、ブラジル合衆國大統領、ベルギー合衆國大統領及びウルグアイ合衆國大統領が、仲裁者判官としての資格に於て公正に定めたる線によるべきものとす。而して、仲裁者判官は善と公平により本條及び以下の規定に合致すべき判決

を下すべきものとす。

(イ)、仲裁判決は、チャコ地方における北部境界線を、一九三八年六月二十四日の平和會議に於て提議せられたる線と、一九三八年六月二十四日審議の爲め平和會議に提出せられたるパラグアイの對案の線の中間の地域に確定し、「十一月二十七日要塞」の子午線即ち凡そグリーニツチ西經六十一度五十五分よりこの地域の東方の境界に至るものとす。但しオツキスもしくはネグロ河の河口より南方のパラグアイ河の沿岸地方は除くものとす。

(ロ)、同様に仲裁判決は、チャコ地方の西部境界線をピルコマヨ河と「十一月二十七日要塞」の子午線即ち凡そグリーニツチ西經六十一度五十五分の子午線が前項にのべたる北部における仲裁判決の線と交はる地點の間に定むべし。

(ハ)上述の境界線は、東方に向つてはピルコマヨ河に沿ひてボゾ・ホンドより遠くに至らざるべく、又西方に向つてはドルビニイにはじまり、一九三五年六月十四日の休戰當時における兩交戦軍の最前線の中間線として中立軍事委員會が確立したる線上の一點を越えざるべし。

第三條 仲裁者判官は、兩當事國の主張を聴きたる後、最良の知識と良心に従ひ、且つ平和會議によつて蒐集せられたる經驗とこの機關の軍事上の顧問の提議を考慮して、判決を下すべし。判決を自ら直接に下すと、全權を與へられたる代表によつて下すとは、第二條に述べたる六共和國大統領の自由とす。

第四條 仲裁者判官は仲裁判決を、本條約が第十一條に定められたる方法によつて批准せられたる時より起算して遅くも二箇月の期間内に下すべきものとす。

第五條 仲裁判決が下され之が兩當事國に通知されたる時は、仲裁判決に掲げられたる分割線を現地に於て確定する爲め、遲滞なく混合委員會を任命すべし。同委員會は五名の委員より成り、中兩當事國は夫々二名づつを任命し、残り一名は、六仲裁國政府の合意によつて決定すべきものとす。

第六條 ポリヴィア政府及びパラグアイ政府は、三十日以内に夫々アスンシオン及びラパスに駐劄すべき自國の外交代表者に信任状を與ふべし。而して九十日以内に仲裁判決の要點を履行すべし。尙この履行は平和會議の監視の下に行はるべきものとし、平和會議に對し、兩當事國は仲裁判決の履行に際し生ずべき實際上の諸問題を決定的に解決すべき權限を認むるものとす。

第七條 パラグアイ共和國は、外國より來りポリヴィアに宛てられたる總ての物資に對し、パラグアイの領域殊にアエルト・カサドの地方を通過する完全に無制限なる交通の自由を保障す。ポリヴィアに於て生産せられ上述のアエルト・カサドの地方を通じて外國に積出さるべき生産品に對しても亦同じ。尙ポリヴィアは之に關し、上述の港に於て税關代理人を置き倉庫を設置する權利を有すべし。

本條の細目については後日更に兩國間の通商條約に於て定むべし。

第八條 仲裁判決が境界線の確定により執行を見たる後、ポリヴィア・パラグアイ兩國政府は兩國政府間の直接交渉により、兩國が兩國の相互の利益増進の爲め適當と認むる經濟及び通商協定の締結に關し商議すべし。

第九條 ポリヴィア・パラグアイ兩共和國は相互に戰爭の責任より生ずる總ての訴へ及び總ての請求を拋棄すべし。

第十條 ポリヴィア・パラグアイ兩共和國は一九三五年六月十二日の議定書に定められたる不侵略協定を更新し、相互間に於て嚴肅に現在及び將來の如何なる紛争の解決の爲にも互に戰爭を行はざるべく、又互に直接若くは間接に暴力を使用せざるべき事を約す。

是等の紛争が事情により、直接の外交交渉により解決され得ざる場合には、兩國は飽くまで、國際法及び就中、アメリカ諸國間の協定及び協約に規定せられたる調停及び仲裁の手續によつて之が解決をはかるべき事を約す。

第十一條 本條約はポリヴィアの國民議會及びパラグアイに於ては國民投票によつて批准を受くべし。兩者共批准は本條約調印の日より起算して二十日以内に行はるべきものとす。批准書は能ふ限り速かに平和會議に於て交換すべし。

第十二條 兩當事國は前條に規定されたる批准が得られざる場合には、將來の機會、若くは仲裁手續乃至は國際司法手續に於て陳述又は證據の爲めに本條約を援用し得ざるものなる事を宣言す。

之が證據としてポリヴィア及びパラグアイの代表者は、平和會議における仲裁諸國の全權代表と共同して、一九三八年七月二十一日ブエノスアイレスに於て本條約二通を作成し之に署名且つ調印したり。

第六章 第八回汎米會議

第一節 汎米會議の連續性

第八回汎米會議は、一九三八年十二月九日から二十七日まで、ペルー國の首都リマで開催された。

汎米會議の由來に付ては「昭和十一年の國際情勢」第三編第四章に詳細記述したが、最初の提唱者は、南米の舊スペイン植民地を自由にして之に獨立を與へた英傑シモン・ボリーヴァルで、一八二六年に開かれたパナマ會議が其の嚆矢であつた。けれども所謂汎米會議なる名稱を以て、且つ第何回と回數を冠せしめて、略々定期的に會合するやうになつたのは、夫れより後の事で、第一回は一八八九年華府に於て、第二回は一九〇一年より翌年に跨りメキシコに於て、第三回は一九〇六年リオデジャネイロに於て、第四回は一九一〇年ブエノスアイレスに於て、第五回は一九二三年サンティアゴに於て、第六回は一九二八年ハヴァナに於て、第七回は一九三三年モンテヴィデオに

於て、夫々開かれた。なほ此の外に一九三六年十二月一日から同二十三日まで、ブエノスアイレスに於て平和を鞏固にする爲めの汎米會議が開かれたが、これは特別のものとして回数を省略したから、扱てこそリマに開催されたものが第八回と稱せらるる所以である。

しかし第七回と第八回との中間に挟まれた前記一九三六年の特別會議は「平和を鞏固にする」といふ名義であつただけに、米洲諸國間の紛争を平和的に處理するため、其の機構の整備強化を主眼としたこと勿論ながら、單に平和機構關係事項のみを議し、他の諸問題には觸れないといふ建前ではなかつた。即ち此の特別會議に於ては、その前後の汎米會議に於けると同様、平和機構關係事項と相並んで、中立問題、軍備制限問題、法律問題、經濟問題、知的協力等の諸部門に關する事項も討議され、且つその結果として、之等各部門の關係事項に就き十箇の條約と一個の宣言と六十一の決議、勸告等が採擇された。従つて此の會議は其の名義に拘泥せず、寧ろ其の内容實質に徴して、之をモンテヴィデオの第七回に次ぐ第八回汎米會議と看做し、本年十二月のリマ會議は之を第九回汎米會議と看做すも強ち失當ではないのである。

現に同汎米平和會議に於ては、モンテヴィデオ第七回汎米會議の決議に掲げられた平和諸條約の未加入國又は未批准國に對し、加入又は批准方勸誘が決議され、第七回汎米會議に提出されたメキシコの平和法典案は、リマ會議の際考慮せらるるため、之を國際法編纂專門委員會に回付することが決議され、第七回汎米會議に提出された汎米科學研究所設置に關するブラジル案は、汎米聯合に於て汎米動植物衛生検査所設置條約起草に際し之を考慮せしむることに決議され、同じく第七回汎米會議に於て承認せられたる汎米經濟財政機關設置案は、之をリマ會議の議

題に編入せらるることに決議された等の事實を其の例證の一端として擧げ得られる。

次にブエノスアイレスの汎米平和會議に提出された議案で、直ちに考慮するに足るまでに成熟し居らざるため、若くは慎重なる研究の時日なきたため、リマ第八回會議に譲ることになつたものが若干あり、之等持越案中重要なものには米洲國際聯盟創設案、米洲國際司法裁判所創設案等があつた。また調停及仲裁諸條約の整頓案、金錢上の請求に關する諸案、國家所有船舶の特典に關するア國案、ヘル全權提出の國籍に關する國際條約案等は、一九三七年四月を以て汎米聯合事務局に於て會合の國際法編纂專門家委員會に付託審査の上、第八回汎米會議に提案することに決定せる等、第七回からはブエノスアイレス平和會議へ、また同平和會議からはリマ第八回會議へと、毎回の汎米會議は、其の未完成事業を順次に次回會議に持越し、常に其の連續性を維持し來つたのである。

第二節 議 題 の 編 成

一九三六年のブエノスアイレス汎米平和會議が、第八回リマ汎米會議の議題の編成を、華府のパン・アメリカン・ユニオン（以下汎米聯合と記す）に委任したことは、上述せる每會議の事業の連續性を裏書すると共に、汎米聯合が其の活動の範圍を逐次擴大しつゝあることを物語つて居る。

汎米聯合の理事會は先づ此の議題の原案を作成し、之を諸政府に送つて一應その意見を求めた後、第八回汎米會議に於て審議の基礎となるべき、左記議題の確定案を可決した。それは一九三八年六月一日の事であつた。

正 式 議 題

第一部 平和機構關係

- 一、汎米國際平和機關の完備及び整理（調査、調停及び仲裁並に平和法典、侵略者の定義、裁制及び戰爭回避手段の強化に関する題目を含む）
- 二、米洲國際司法裁判所の創設
- 三、米洲國際聯盟若くは聯合の創設
- 四、武力に依る領土獲得不承認の米洲主義に関する宣言。此の意義に於て第二回及び第六回汎米會議、平和強化汎米會議並に一九三二年八月三日華府に於て署名されたる宣言書中に爲されたる宣言を結合完成す

第二部 國際法關係

- 五、米洲國際法編纂に関する規準の講究
- 六、左記事項に関する國際法編纂につき専門家委員會により立案されたる報告及び案の講究
 - イ、金銭上の請求權
 - ロ、國籍
 - ハ、國家所屬船舶の特典
 - 七、法人の國籍
 - 八、多邊的條約の起草方針、條約書の形式、加入、加入承認、批准書の寄託並に批准を容易ならしむる方針の劃一及び完成
 - 九、交戰團體承認に関する原則

第三部 經濟問題關係

一〇、汎米國際通商政策

- イ、國際通商上の禁制並に制限の除去
 - ロ、最惠國條款の適用
 - 一一、汎米國際經濟財政研究所の創設
 - 一二、汎米交通設備
 - イ、大陸並に島嶼の海上交通の方法及び港の便宜
 - ロ、汎米車道
 - ハ、其他の方法
 - 一三、商法及び可能なる限り民法の劃一を期する方策を講究確立するため法律家委員會の任命
 - 一四、移民
 - 一五、印甸人並に農村住民の地位の講究及び勞働規定の採用
- 第四部 女子の參政權及び私權關係
- 一六、汎米婦人委員會の報告
- 第五部 知的協力並に精神的軍備縮小關係
- 一七、米洲間の知的及び専門技術的協力並に精神的軍備縮小の氣分を鼓吹する方法
 - 一八、モンテヴィデオ汎米知的所有權保護委員會の起草せる知的所有權に関する協約案の講究
 - 一九、天然記念物及び史蹟の保存
- 第六部 汎米聯合及び米洲國際諸會議關係
- 二〇、汎米聯合の任務並に同聯合及び汎米國際諸會議と他の國際諸團體との協力

二一、將來の汎米國際諸會議

第七部 報告關係

- 一一、以前の諸會議に於て調印せられたる諸條約の現狀に關する報告書の講究
- 一二、第七回汎米會議以來開催せられたる米洲國際諸會議の成果に關する講究

以上七部門を通じて二十三項目の内、第四、第五、第八及び第九の四項は、何れも國際公法の範圍に屬するの故を以て、之をリオデジャネイロの國際公法編纂常設委員會に諮問し、第七法人の國籍に關する事項は、モンテヴィデオの國際私法編纂常設委員會に、第十六は婦人汎米委員會に、夫れ々、議案作成を依頼せる外、爾餘の事項に就いても、大抵提案すべき國が内定してゐた。また上記議題とは別に、しかし上記部門の何れかに屬する新提案は、會議參加國の何れからでも爲し得られる事になつてゐた。

第三節 各國全權の顔觸

第八回汎米會議には汎米二十一國舉つて參加した。尤もエクアドールのみは、會議の開催國從つて其の招請國たるベルーとの間に、多年纏れて解けざる境界問題があり、而かも其れが頗る面白からざる状態に陥つてゐたのみならず、國內の政情不安定も影響して、開會期追々と切迫するにも拘らず、招請受諾の回答及び代表の選任を凝つたが、結局コロンビア國大統領その他の忠告により、開會僅に二週日前に至つて漸く參加することに決定した。また從來汎米聯合に加入し居らざるカナダに對しても、リマ會議に參加を勧誘したけれども、カナダは諾否の明

答を與へずして、結局は參加しなかつた。

汎米二十一國の全權の數は合計百名を突破し、隨員の數も亦數十名の多きに達した。就中最も大掛りであつたのは、米國の代表十二名、隨員十六名合せて二十八名で、主席全權はハル國務長官、次席は曩に大統領候補者たりしアルフレッド・ランドンであつた。之に次いでアルゼンチン、ブラジル、メキシコ等が代表團の人數多く、また人物の重要程度から見れば、現任外相が十名、前外相十四名出席した。

第四節 會議の經過

第八回汎米會議の開會式は、十二月九日ベルー國會議事堂で、二十一國の代表百三十六名出席し、華々しく舉行された。此の日は恰かもベルーの獨立を確實にした所の、一八二四年のアヤクーチヨ戰勝記念日に當るから、特に開會式のために豫め選定されたのであつた。しかし當日の開會式は、單にベルー國大統領オスカル・ライムンド・ベナヴィデス將軍の開會の辭だけで散會した。

翌十日午後、第一回總會（本會議）が開かれた。劈頭にベルー外相の演説があり、了つて同外相はア國外相（ホセ・マリア・カンテイロ）の提議により正式議長に推され、續いてア國外相の演説があつて後、議長より全權委任狀審査委員を指名し、これに續きて米國々務長官の演説があつた。この間に委任狀審査委員は審査を終り、その結果を報告して可決となり、然る後抽籤の方法により副議長を選出する順序を定め、また議長はブラジル、チリ、ハイテイ、米國の各全權を條約其の他の起草委員に指名した。最後にドミニカ國主席全權より、汎米會議の事業及

び今次の正式議題全般に亘つて説明をなし、以上了つて同日は散會となつた。

當日演説をしたペルー、アルゼンチン及び米國の各外相は、その演説中に婉曲なる言辭を以て、夫れ／＼會議に對する自國の態度を表明した。ペルー外相は、ラテン・アメリカ諸國は北米合衆國の後見を意味する昔日モンロー主義に反對であることを仄めかすと共に、ルーズヴェルト大統領の善隣政策を稱揚した。ハル國務長官は、全體主義諸國家の侵略に對して大陸共同防衛の必要あることを説き、米國は之に關して提案の意圖あることを暗示した。ア國外相は「全米連帶主義は大陸の集團的良心で、傳統として儼存し、有事の際には國境を超越して、自由政治の下に一團となつて行動するであらう。従つて特殊の協定の如きは今更其の必要がない」。ア國は、各國が地理的理由による相互利害と汎米連帶性を忘却せざる限り、各國獨自の政治に邁進すべきであると思ふ。ア國は歐洲市場に有する利害關係につき、國內及び國際政治上無關心であり得ない」と述べて、暗に大陸共同防衛條約等には不賛成である旨を表明した。

各部委員會は各國代表を可及的公平に按排して組織せられ、十二日に至り各委員會の正副議長の選舉が行はれたが、その内で、第一部平和機構委員會の議長としてはブラジル主席全權メロ・フランコが、第三部經濟問題委員會の議長としてはヴェネズエラ國主席全權デイオヘネス・エスカランテが當選した。米國は第四部婦人問題委員會長として、曩に一九三六年のブエノスアイレス平和會議にも全權の一人として出席せるエリーズ・エフ・マツサー夫人を出しただけで、他の米國代表は一切表面的地位には就かなかつた。

凡ての新提案は先づ之を發表委員會に提出し、同委員會より之を當該部門委員會に回付し、各部委員會に於て審

査の上可決した分だけが、その都度本會議に上程せらるることになつたので、委員會は多忙を極め、頻々會合したのに對し、本會議の事業は比較的簡易で、その會議回数は十回を超えなかつた。

そして委員會、本會議ともに、豫定期内に夫れ／＼其の事業を終り、また次回會議開催地はコロンビア國首府ボゴター市と決定、十二月二十七日を以て第八回汎米會議は無事閉會を告げた。

第五節 米洲共同防衛案の経緯

リマ會議の進行中、最大の波瀾を捲起さうとしたのは、米洲共同防衛案であつて、同案を繞つての北米合衆國とアルゼンチン共和國との對立は、大に世人の注意を喚起した。

由來ア國は米國のモンロー主義に對して兎角反抗的態度に出でんとし、ブラジルの親米態度と好對照をなしたつたのであるが、第八回汎米會議に於て、若干の議題につき、米・ア兩國間に對立を見るべく、従つて米に追隨する若干國とア國を支持する諸國とが勢ひ二派に分れるであらうことは、従前の會議に於ける實例に徴するも容易に逆睹し得らるる所であつた。

現にブエノスアイレス市のラ・ナシオン紙は、早くも一九三八年四月十五日の紙上に於て、ブラジルの主唱せる米大陸集團的安全保障條約、中米諸國の希望せる新大陸の團結及び協力、コロンビア及びドミニカ兩國の發案せる米洲國際聯盟創設等の諸案が、前回の會議で、ア國の反對により物に成らざりしことより説き起し、歐洲又は隣國同志の總ての問題を直ちに米大陸全體の問題とするの不可なるを論じ、更にウルグアイ國外相が、曾てラブラタ沿

岸諸國は歐洲と特殊な關係に在るから、米洲の爲に歐洲を棄つる如き政策には参加し得ずと述べた事に言及し、ア國は其の傳統的外交政策を變更すべき新事態が発生したとは思つてゐないと結んだ。

次に六月六日のラ・ブレンサ紙(南米第一の大新聞)は、當時暗礁に乗り上げてゐたチャコ問題の解決に關する會商、尖鋭化せるペルー、エクアドール間國境問題、石油收用問題に絡む米・墨關係の惡化、米洲に對する他大陸よりの脅威なきに拘らず米國は汎米諸國に自國軍艦を貸與せんとの企畫を固執し居る等の理由を擧げて、斯かる雰圍氣は汎米會議の開催に適合せず、その成功覺束なきにより、第八回會議は宜しく之を延期すべきであると論じた。

十月十三日の華府發電報が、米國に「米洲共同防衛案」をリマ會議に提出する意圖あることを仄めかし、次いで十一月八日の國務次官サムナー・ウエルスの放送演説及び同月十一日のルーズヴェルト大統領の言明に依り、同案提出に關する米國の意圖が明瞭になるや、ア國には忽ち其の反響が起り、十一月十六日のラ・ナシオンは、

リマ會議の議題中には、謂ふ所の共同防衛に關する事項を含むてゐないから、ア國政府としては、該問題を考慮してゐないが、假令同會議に於て之が審議を見ることありとしても、ア國は此の種の事項に關する協約には加入しないであらう。

との説を、ア國外務省消息通の意見であるとして掲載し、次いで翌十七日のラ・ブレンサ紙は、

汎米精神は相互の接近及び了解を主義とするもので、かの大國が探らんとする世界的發展政策とは全く別物である。最近華府政府の主張する米大陸防備案は、米國の防備政策の根本的變更であることは勿論、延いては汎米各國に大影響を及ぼすもので、吾人の甚だ意外とする所である。吾人は敢て問ふ、米國は今自國の必要の爲に軍備を擴張せんとするのであるか、將又汎米平和の優見人たらしとするものであるか。

と質問した後、汎米會議の起源を成す沿米主義なるものは、親睦と進歩とを理想とし、現實の危惧に直面した場合を除けば、防禦の關係を含むてゐない。若し大陸防禦案を實行せんとすれば、米洲全般の軍備を擴張するか、然らざれば擴張を行ひ得る國に防備を委任する必要が起るであらうが、此の場合には中南米に空前の軍備競争を馴致するか、然らざれば一國の主權を侵害する結果となるべく、若し又大陸の防備が米國の獨占に歸する曉には、米國は大陸の後見人を以て自任することとなり、モンロー主義が最も痛烈に排撃された昔日に逆轉することとなるであらうと論じた。

此のア國の輿論、従つてア國がリマ會議に於て執らんとする態度、並に何れの國々がア國の支持者であるかといふことは、米國の代表團がリマに向つて出發する以前に、十分知れてゐた筈である。それ故にヘル長官は、十二月七日リマに到着するや否や、先づア國外相カンテイロ、ブラジル主席全權メロ・フランコ等有力者と個別的に會見し諒解運動に努めた。

米國としては最初二箇條より成る軍事的條約として共同防衛案を成立せしめたい希望であつたらしいが、夫れでは到底成立の見込なきことが判然したので、之を一の宣言の形式とすることに折合ひ、且その宣言案起草に就ても幾回となく折衝が重ねられた末、米國(ヘル)、ア國(モレノ)、ペルー(コンチャ)及びブラジル(メロ・フランコ)の四全權の會合に於て、妥協案の成立を見たのは二十一日拂曉のことであつた。即ちヘル長官、メロ・フランコ等の二週間の不斷の努力により辛ふじて此處まで漕ぎ付けたのであつた。

この妥協案は各國代表一同の名を以て提出せられ、最終日(二十四日)午後の本會議に上程せられて可決された。

斯様にして最初北米合衆國が、他大陸の全體主義國家の中南米侵略の危険を口實として、自國の勢力擴張を圖らんとした企畫は、結局左に記す如き「リマ宣言」に變じて了つたのであつた。

第六節 リマ宣言

米洲共同防衛案の變形たるリマ宣言全文は左の通りである。

第八回汎米會議は米洲の人民は其の共和制の互に相類似せること、其の平和に關する確乎たる志望、其の人道及び寛容の深き情操、並に國家主權の平等及び宗教的人種的偏見なき個人の自由に關する國際法の原則を絶対に堅持することにより、精神的統一に到達せること

之等の原則及び志望に基き、本大陸の平和を求め且つ之を防護し居れること

及びブエノスアイレスに開催せられたる平和維持會議は一九三六年十二月二十一日汎米連帶及び協力に關する一の宣言を、又十二月二十二日不干渉議定書を夫々可決したることを考慮し、左の如く宣言す。

- 一、米洲各國政府は其の大連帶主義並に該連帶主義の基礎となる諸原則の維持に協力する其の意圖を再確認す。
- 二、上記諸原則及び其の絶対主權を嚴守し、之を脅威することあるべき外部よりの凡ての干涉若くは活動に對して、之等諸原則を維持し且つ防護する其の決意を再確認す。
- 三、米洲諸共和國中の何れか一國の平和、安全若くは領土保全が、之を蔑にすることあるべき有ゆる性質の武力行為により脅かされたる場合には、其の共通の利害及び其の連帶性を有效ならしむる決意を宣布すべし。之が爲めには現行諸條約及び汎米諸會議の諸宣言により定められたる相互協議の手續により、各國の自由的意思を按配し、且つ各場合の事情に應じ、適當

と思考せらるる手段を執るべし。但し米洲各共和國政府は個々の資格にて獨立に行動すべく、其の主權國としての法的平等は充分に認めらるるものと了解す。

- 四、本宣言及び平和に關する他の米洲諸條約等により定められたる相互協議を容易ならしむるため、米洲各共和國の外相は、適當と認むる時は、外相中の何れかの發議により、順番に、儀禮的性質を有せざる會合を諸國の首府に於て行ふべし。各政府は事情により若くは特別の理由により自國の外相に代るべき代表者一名を任命することを得。
- 五、本宣言は「リマ宣言」として知らるべし。

第七節 米洲主義宣言

米洲共同防衛に關する宣言と相駢んで、米洲主義宣言が、同じく二十四日の最終本會議に於て可決採擇された。その全文は左の通りである。

米洲各政府は、國際關係の根本原則を堅持することが現下最も必要にして、凡ての國家は法的秩序、正義的平和、人類の社會經濟的福祉の保持に關心あることを考慮し、左の通り決議す。

右諸目的達成のため、次の重要諸原則を重ねて宣言し支持し且つ勸奨す。

- (一) 各國の内外政治不干渉
- (二) 國際紛争の平和的解決
- (三) 武力を内外政策の手段とするは非合法
- (四) 國際法の嚴守

- (五) 條約の尊重及び履行
- (六) 各國代表者間の平和的協力、各國民間の文化交流は了解の増進と紛争の平和的解決を容易ならしむ
- (七) 經濟復興は内外の福祉及び諸國民間の平和に貢献す
- (八) 國際協力は前記諸原則維持の要件なり

斯くの如く此の宣言は八項目を含むで居るが、その前文中に「重要諸原則を重ねて宣言し云々」と明記しある如く、従前の諸會議に於て既に宣言せる所を、今回更に集成補足して宣言せるものである。

第八節 通商障壁輕減案

可決採擇せられたる經濟關係事項中、最も重要視すべきは通商上の障壁輕減に關する左記の決議及び勸告を含むる宣言であつた。

- 一、通商制限に關する従前の宣言を再び表明し、衡平待遇に基く條約交渉を支援すべしとの決議
- 二、(イ) 合理的關稅率は他の貿易及び爲替管理方法に比し制限の程度低く且つ最惠國條款を基礎として一層正規的ならしめ得べき傾向あること經驗に徴し明かなるを以て、通商に制限を加ふる他の形式に代ふるため、可及的短期間に合理的關稅率を採用すること
- (ロ) 相互協定若くは他の方法に依る商品輸入に關する行政及び技術上の手續を、稅關法規の適當なる履行の爲めに必要なる最小限度に減縮すること
- (ハ) 無差別待遇主義を取入れたる通商上の商議及び條約を出來得る限り最活潑に進捗せしめ且つ他國をして上掲諸原則及び

方法を其の通商政策中に採用せしむるやう獎勵するに足る一切の適當なる方法の爲めに努力すること
を米洲諸國共和國に勸告す。

尙ほ本件を審査したる第三部委員會に於て、チリは若し主要取引國が特許コンタンジャン關稅及び輸入禁止を廢するならば、自國の爲替管理及び貿易制限を拋棄すべしと述べ、パラグアイは地方的協定及び隣接地經濟は除外例たるべく、自國の爲替管理は戰爭の結果であるから、その以外には何等の制限を設けずと告げ、エル・サルヴァドル、ホンジュラス、コスタリカも略ぼ同様の宣言をなし、ヴェネズエラは自國從來の自由政策は、他國の制限の爲めに不利を蒙つて居るから、對抗策として統制を行ひ居るも、目下二國間條約、保障制度及び相互主義により通商を調整中であると述べ、且つ本決議は世界的に之を實行するにあらざれば無効であるから、宜しく世界經濟會議を招集すべしと主張し、ボリヴィアは自國は絶對自由主義及び最惠國條款を採用し難く、また經濟上の自衛及び新工業の保護を拋棄する譯にも行かないと述べ、最後に自國は資源豊富なるに拘らず港を持たないため甚だ困難を感じて居るから、次回會議に於て此の點を審議されたい希望を附言した。

斯くして此の宣言は可決したけれども、米洲諸國に對する關稅輕減若くは最惠國待遇の許與に就いては、歐洲と大取引ある諸國は、その報復を懼れ、之を實行する意思なき模様である。

第九節 會議の收穫

第八回汎米會議に於ては、條約の形式を以て成立したものは皆無であつたが、以上記載した三個の宣言をも加へ

て、約百三十の宣言、決議、勸告等が可決採擇されたと報せられて居り、之をブエノスアイレス平和會議の收穫たる條約十一（内平和機構關係五、その他六）、宣言一、決議、勸告等六十一と比べても、またモンテヴィデオの第七回會議と比べても、量の上に於て成績が劣つて居るとは言へない。然しながら米國の立場から見れば、此の會議は大失敗であつたと言ふことが出来る。蓋し米國はルーズヴェルト大統領が善隣主義を高唱して、中南米諸國の氣嫌をとり、其の間に政治上、通商上、中南米に對し大に勢力を擴張せんと企圖したが、其の目的は容易に達成し難く、今回の會議に於て「米洲共同防衛案」の如き米國の提案が否決同様の運命を見たことは、未だ南米に強き反北米熱の存することを立證するもので、米國にとりては一大失望であつたこと疑ない所であるからである。本會議に於て可決した多數の決議、勸告等の中から、比較的重要なものとして、左の如きものを摘記することが出来る。

- (一) 汎米經濟財政インスティテュート設置の代りに汎米聯合をして經濟方面の協力に當らしむる決議
- (二) 米洲國際聯盟若くは聯合創設案を次回審議のため専門委員會に回付する決議（コロンビア、ドミニカ兩國より市平和會議に提案したるも、ア國その他の反對に遭ひてリマ會議へ持越すこととなり、更に案を練りて再提案せるもの）
- (三) 凡ての戰爭に於て戰闘に關與せざる者の權利、博愛精神並に文明の精神的及び物質的産物を尊重すべしとの決議（米國、メキシコ及び専門委員會の三案を取捨折衷し且つ抽象化せるもの）
- (四) 債務辨濟に關する法律専門委員會の提案を再審議する決議
- (五) 侵略者の定義に關する決議をリオデジャネイロ國際公法編纂常設委員會に回付する決議
- (六) 適當の機會に米洲國際司法裁判所を創設すべしとの宣言

(七) 武力に依る領土獲得不承認決議（前會議より持越されたる議題の一にして、前文及び本文に於て米洲内に限る意味を明かにせり）

- (八) 外國人は集團的に少數民族の資格を主張し得ざる宣言（ブラジル提案）
- (九) 外國人の本國法に依る政治的權利の行使を禁ずる勸告
- (一〇) 交戰團體承認に關し調査を勸告する決議
- (一一) 國籍問題に關する専門委員會の報告
- (一二) 人種、宗教上の理由に基く迫害を不可とする宣言
- (一三) 前會議に於て採擇せられたる商業仲裁手續基準再確認の決議
- (一四) 共同利益事項を審議するため大藏省代表者の定期非公式會合勸告
- (一五) コロンビア國提出の米洲通商自由化及び經濟不侵略條約案を汎米聯合理事會に回付する決議
- (一六) 經濟、財政上の相互供給に關する決議
- (一七) 移民に關する共通事項を調整するため汎米聯合及び壽府に夫々専門委員會の設置促進に協力方勸告決議
- (一八) 移民に關し母國、信仰、人種等により差別を設けざるやう法規調整方並に内國交通の自由化を勸告する決議
- (一九) 移民労働者雇傭條件の保證に關する決議（關係國間の條約締結を勸告するもの）
- (二〇) 移民收容方の登録に關する決議
- (二一) ブラジル國提出の移民條約案を汎米聯合に回付する決議
- (二二) 世界經濟會議に關し汎米聯合に於て調査方勸告
- (二三) 相互協議方法強化に關する決議（本決議はブ市會議に於て決定せる協議方法を、各國了解の下に、更に經濟、文化その

他の分野にも適用し、且つ必要あるときは外相又は代表の参加を求むとの二個條より成り「リマ宣言」の補足とも見得らるるものとす)

なほブエノスアイレス平和會議から持越された議案の一で、

一、外國人の子孫に對する國籍付與及び歸化に關する立法の必要

二、各國の民族的、政治的及び經濟的理由に基く國籍付與制限並に他の國籍を有する者にして、當該國の民族的、政治的及び經濟的見地に合致せざる者に對する國籍剝奪の簡易化

三、二重國籍不承認

四、内外人の法律的平等原則

を内容とせるベルー提出の國籍に關する條約案は、十二日の第二部委員會で討議せられ、東洋人種排斥の議論も出たけれども、米洲諸國中には屬地主義により外國人の子孫に國籍を付與する主義を採り、而かも之を憲法中に規定せる國すら少からざるに鑑み、結局不成立に了つた。

「昭和十三年の國際情勢」(終)

昭和十四年六月十九日印刷
昭和十四年六月二十三日發行

定價參圖

著者兼發行者 赤松祐之

東京市目黒區中目黒三ノ九九〇

印刷者 中川二郎

東京市芝區南佐久間町一ノ七

印刷所 研文社

東京市芝區南佐久間町一ノ七

東京市麹町區丸ノ内二ノ十二

發行所 社團法人 日本國際協會

振替東京五五一八三番
電話丸ノ内四六六四番

不許
複製

昭和十三年の國際情勢
日本國際協會叢書
第二〇九輯

昭和十年の國際情勢

四六二頁
定價二圓二角
五錢
八錢
送料
四錢

赤松祐之著

內容目次

第一編 亞細亞	第五章 獨逸の爆彈宣言
第一章 日滿對蘇聯關係	第六章 戰敗小國の再軍備問題
第二章 日滿關係	第七章 對獨包圍陣
第三章 日支關係	第八章 ヒトラーの外交宣言
第四章 日本の經濟外交	第九章 英獨海軍協定
第五章 日蘭間の裁判	第十章 伊エ紛争
第六章 及び調停條約	第十一章 ロンドン海軍軍縮會議
第七章 日本の對國際聯盟關係	第十二章 國際聯盟の事業
第二編 歐洲	第十三編 南北米
第一章 概説	第一章 概説
第二章 第七回コミンテルン大會と列國の抗議	第二章 米國に於ける排日問題
第三章 ザール國民投票	第三章 米國債務交渉の決裂
第四章 メール問題	第四章 國際法廷加入案の否決
	第五章 米國中立維持法
	第六章 米國の通商政策
	第七章 チヤコ紛争の解決

606
468

